

平成 2 9 年

南部町議会第 4 回定例会会議録

平成 2 9 年 1 2 月 1 2 日 開会

平成 2 9 年 1 2 月 1 5 日 閉会

山 梨 県 南 部 町 議 会

平成 2 9 年

南部町議会第 4 回定例会会議録

1 2 月 1 2 日

平成29年南部町議会第4回定例会（第1日目）

議事日程（第1号）

平成29年12月12日
午前9時30分開議
於 議 場

1. 議長あいさつ

2. 開会・開議

3. 日程報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

日程第6 提出議題の報告

日程第7 議案の上程・説明

報告第8号 専決処分した事件の承認について（平成29年度南部町一般会計補正予算（第3号））

議案第43号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第44号 南部町長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例の制定について

議案第45号 南部町教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第46号 南部町職員給与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第47号 南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第48号 南部町地域包括支援センターの職員に係る基準及び職員の員数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第49号 南部町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第50号 南部町小規模水道給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第51号 峡南衛生組合への加入について

議案第52号 南部町環境センターの業務の一部を峡南衛生組合で共同処理することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第53号 峡南衛生組合へ加入することに伴う財産の処分について

議案第54号 南部町山水徳間の里の指定管理者の指定について

議案第55号 町道の路線変更について

議案第56号 平成29年度南部町一般会計補正予算（第4号）

議案第57号 平成29年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第58号 平成29年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第2号）

議案第59号 平成29年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第 6 0 号 平成 2 9 年度南部町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 6 1 号 平成 2 9 年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

日 程 第 8 提出議案に対する質疑・討論・採決（先議 1 件）

4. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番	高橋茂広	2番	若林良一
3番	望月光彦	4番	小泉昇一
5番	若林一明	6番	市川 強
7番	遠藤光宣	8番	仲 亀 佳 定
9番	森 田 守	10番	堀之内可和
11番	望月藤一	12番	望月將名

5. 欠席議員（ な し ）

6. 会議録署名議員

9番	森 田 守	10番	堀之内可和
----	-------	-----	-------

7. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

町 長	佐野和広	教 育 長	渡辺拓雄
代表監査委員	若林泰文	会計管理者 (兼) 出納室長	古屋秀樹
総務課長	望月哲也	財政課長	青木 司
企画課長	望月一弥	税務課長	望月一希
交通防災課長	稲葉芳幸	子育て支援課長	近藤 勝
福祉保健課長 (兼) 地域包括支援センター所長	遠藤良彦	住民課長	四條理恵
産業振興課長(併) 農業委員会事務局長	木内一哉	建設課長	若林邦治
水道環境課長	小池治男	環境センター所長	新井 稔
健康管理センター所長	望月 浩	デイサービスセンター所長	佐野 勝
アルファセンター所長	滝 基 成	学校教育課長 (兼) 学校給食共同調理場所長	市川 隆
生涯学習課長(兼)公民館・文化館 館 アレガディアスポーツセンター所長	梶原 猛	財政課課長補佐	佐野彰紀
交通防災課課長補佐	佐野武人	福祉保健課課長補佐	渡辺 基
産業振興課課長補佐	望月一臣	水道環境課課長補佐	青木正和

8. 職務のために議場に出席した者の職氏名（1名）

議会事務局長	小倉弘規
--------	------

開会 午前 9時30分

○議長（望月將名君）

皆さん、おはようございます。

平成29年第4回定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

去る10月の第48回衆議院議員総選挙では、与党が国会での発議に必要な全議席の3分の2を上回る312議席を獲得して、今回も圧勝しました。

その後、召集された特別国会では、首班指名が行われ、第4次安倍内閣が発足し、憲法改正が現実味を帯びた中で、議論が加速されることになりました。

しかし、改憲まで道のりは険しく、国会の発議、国民投票、天皇陛下による公布と、ハードルは極めて高いものとなっております。

憲法改正は、我々国民にとって非常に大きな問題でありますので、今後の行方を注意深く見守りたいと思います。

また、先月20日、東京国際フォーラムで天皇皇后両陛下ご臨席の下、地方自治法施行70周年の記念式典が挙行され、参列してまいりました。

陛下は、平成31年4月末日をもってご譲位されることが、8日に閣議決定されました。私ども国民が、今上陛下のご尊顔を間近で拝見することはなかなかない経験でありましたので、大変意義深く、強く感銘を受けたところであります。

国政の動向に目を向けますと、先月、トランプ米国大統領が来日し、安倍総理との日米首脳会談では、核ミサイル開発を続ける北朝鮮に対し、日米両国が最大限の圧力を強めることなどを確認し、日米同盟の重要性や信頼関係が確固たるものであることを印象付けました。

しかしながら、北朝鮮は、先月29日未明に新型の大陸間弾道ミサイルを発射し、日本海に落下しました。

度重なる挑発行為に、政府も北朝鮮の暴挙は断じて容認できないと繰り返し、制裁措置を取っていますが、圧力路線が北朝鮮を対話路線に転じさせるのか、さらなる反発を招くのか、全く予断を許さない状況であります。私どもは、アジア太平洋地域の恒久的な平和と安定を願うばかりです。

さて、本定例会には、峡南衛生組合へ加入し、環境センターの一部事業を共同処理することに伴う関係条例の一部改正や廃止、水道料金を改定することとしたことによる簡易水道給水条例等の一部改正など、町民生活に直結する重要な案件が提出されております。

議員各位には、慎重かつ十分に議論いただけますようお願いいたします。

それでは、関係各位の第4回定例会へのご参集に御礼を申し上げますとともに、円滑なる議会運営に格段のご協力をお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

ただいまから、平成29年南部町議会第4回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、平成29年南部町議会第4回定例会は成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

○議長（望月將名君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、9番 森田守議員および10番 堀之内可和議員の両名を指名いたします。

○議長（望月將名君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月22日までの11日間といたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から12月22日までの11日間とすることに決定いたしました。

○議長（望月將名君）

日程第3 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、町長、教育委員会の教育長および監査委員に出席を求めたところ、お手元に配布のとおり、説明員の出席ならびに委任の通知がありましたのでご承知願います。

町長から、お手元に配布のとおり、議案の提出がありましたので報告いたします。

次に、請願、陳情についてであります。本日までに陳情1件を受理いたしました。皆さんのお手元に配布しましたとおりであります。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成29年度会計の8月分、9月分、10月分に関する現金出納検査の結果報告がありました。写しをお手元に配布しておきましたのでご承知願います。

ここで、地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施されました、平成29年度定例監査の結果について報告がありましたので、監査委員に説明を求めます。

若林泰文代表監査委員。

○代表監査委員（若林泰文君）

代表監査委員の若林でございます。

私から、定例監査の結果に関する報告をさせていただきます。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、去る11月15日と17日の2日間、森田守監査委員とともに、平成29年度の定例監査を実施いたしました。

その詳細につきましては、皆さまのお手元に配布してあります、平成29年度定例監査報告書の写しをご覧くださいと思います。

それでは、監査結果の概要を申し上げます。

本年度の監査は、総務課、交通防災課、産業振興課、財政課、生涯学習課および万沢支所の6所を対象に、本年度4月1日から10月末日までの財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理状況全般と、指定管理施設なんぶの湯、中山間地域総合整備事業の農道8号整備予定箇所、アルカディア文化館、スポーツセンター、富沢図書館および万沢支所について現地調査を実施し、その状況を確認いたしました。

監査の結果であります。本年度実施しました各所属における財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理状況は、全般を通じ、その処理状況は適正と認められました。

私ども監査委員において、措置を求める事項および指摘事項はありませんでしたが、評価する事項のほか、一部については改善または検討を要する事項が見受けられました。

各所属ごとの主な内容は、次のとおりです。

はじめに、総務課です。

地方公務員法の一部改正により、能力および実績に基づく人事管理の徹底が規定され、能力本位の任用制度、人事評価制度の導入、分限理由の明確化が求められることとなり、平成28年度に試行し、今年度から実施義務となったところであります。

さらに、実施結果を勤勉手当の成績率に反映させるよう指導があり、検討中とのことですが、公務員という職種ゆえ極めて難しい面もあると思いますが、評価の整合性と納得性が職員から得られるよう、慎重かつ適正に取り組まれることを望みます。

南部町職員の給与は、国の人事院勧告に基づく山梨県の人事委員会勧告に準じて給与が支給されていることと、加えて、平成27年度から3年間で給与制度の総合的な見直しをするとのことですが、人事評価制度をどのように反映させていくのか、それが確実に実施できるのか、スキームを全ての職員に説明することが重要であると思われます。

また、ラスパイレス指数も低い水準を推移していることなどから、給与の抑制の跡も見取られますが、近隣近傍、類似団体との比較など、適正な給与水準が保たれるよう留意されたい。

次に、交通防災課です。

町営バスは、高齢者の自家用車などの交通手段を持たない町民の移動手段として、現在6路線を運行していますが、経年劣化により車両更新を余儀なくされている路線もあるとのことでもあります。

公共交通機関として運用するバスであるため、早急に対策を講じることが求められます。

また、営利を目的に実施しているバス運行事業でないことは十分理解できますが、人口減少に比例して、年々、町の財政負担も増加しています。全てが不採算路線であることから、運行形態の見直しなどにより効率性を高める努力も必要と考えます。

費用対効果のみに言及すればいいかなものかと考えますが、町民の福祉の増進に大きく寄与する不可欠な事業であり、創意工夫を凝らし継続することが望まれます。

次に、産業振興課です。

現在、中山間地域総合整備事業や県単土地改良事業に取り組んでいますが、中山間地域総合整備事業の進捗率は50%と、遅延している状況であるとのことでありました。

この事業により、農道・水路・鳥獣進入防止柵などの整備を行い、労働力の軽減と営農意欲を向上させ、地域農業の振興を図るとのことですが、県をはじめとする関係機関に働き掛け、1日も早い事業完了に今後も努力していただきたい。

電気柵設置に対する助成やサル集団捕獲囲いなどの整備は、鳥獣被害に有効であることが町内でも実証されているとのことなので、未設置地域の整備促進に努めていただきたい。

次に、財政課です。

町が保有する公共建築物は182施設あります。このうち、学校施設が30施設で2万124平方メートル、スポーツ・レクリエーション施設が30施設で1万2,077平方メートル、全体のおよそ5割の面積となっています。

また、建築からの経過年数は平均で36年となり、この平均を上回る施設面積は全体の29.7%となっています。これら高度経済成長期に建設された施設が一斉に更新時期を迎えていますが、町の財政事情は厳しく、建て替えによる対応は困難な状況であります。

さらに、構造上の問題として、想定されている東海地震に対する耐震機能についても配慮しながら、対応を検討する必要もあります。

説明によれば、これらの建築物を保有し続け、建て替え更新や大規模改修をするとしたならば、今後40年間で要する経費を試算したところ266億円、年に換算して6.7億円であるとのことでした。

これら建築物以外にも、道路・橋梁・簡易水道と、住民生活に欠かすことのできないものが数多くあります。その対策の1つとして、個別施設計画（長寿命化計画）を平成32年度までに策定するとのことでありました。

公共施設のインシヤルコストは、補助金や有利な起債によって比較的調達しやすい反面、ランニングコストは単独費用となることがほとんどであるため、今後の計画策定にあたっては、住民ニーズや政策整合性、費用対効果などを総合的に評価しつつ、その役目を終えて取り壊すべき施設も含め、適正な保有量とすることが望まれます。

次に、生涯学習課です。

文化協会は、合併前の旧町単位で活動してきた唯一の団体であります。説明によれば、今年度中には統合を結論付け、平成30年度から新たな組織でスタートするとのことでありました。

人口減少などと相まって、新たな加入者の確保が容易ではないとのことですが、伝統文化の継承など、行政としても取り組まなければならない要素も多分にあり、組織の継続に向け、教育委員会を挙げて組織維持に努めていただきたい。

社会教育はまさに生涯学習であり、本所属の根幹をなすものと理解しています。今年度はこれまでの慣習にとらわれず、生涯学習フェスティバル、アルカディアスポーツフェスタ、図書館フェスティバルをスクラップアンドビルドしてアルカディアフェスタとするなど、改革に取り組む姿勢は高く評価されるものであります。

本町に暮らす青少年や成人に対して行われる教育活動の推進に、大いに期待しています。

スポーツセンターは、今年度も各種教室の取り組みが利用者ニーズを的確につかまえたこともあり、利用者数の増加につながっているとのことでありました。施設経営としての努力に敬意を表しておきたいと思います。

しかし、職員体制の問題などにより、インストラクターの確保が困難であるとのことでありました。町民の健康志向に応える施設として、今後も創意工夫による事業継続が望まれます。

管理施設全体として、経年劣化による修理・改修が必要である箇所が、全ての施設で確認できました。これらについても、個別施設計画（長寿命化計画）に合わせて、一体的に検討することが必要であります。

次に、万沢支所です。

当該所属は、ここ数年来、再雇用者等で対応しています。来客数も日に数人程度ということでありました。行政事務は、費用対効果のみを追求するものではありませんが、一定度の効率性は考慮する必要があるものと考えます。

今後、存続を含めた運営方法について検討する必要性を感じました。

現地調査も実施し、職員から聴取したところ、施設に併設の万沢公民館の利用状況は、比較

的良好であるとのことでありました。

日常の事務全般については、住民課・税務課窓口事務、出納室収納事務でありました。戸籍・税務関係の証明書等は、電算処理により、本庁や分庁からのシステム命令でプリント作成されているので、誤りはない仕組みとなっていることを確認しました。

最後に、職員の年次有給休暇の取得率であります。昨年同様、各所属とも押しなべて低いことがうかがわれました。

今、政府においても、働き方改革の一環として、有給休暇取得率70%を目指すとしていることや、改正労働基準法によるワークライフバランスの推進や、来年度から導入が予定されているキッズウィークなど、リフレッシュや家族サービスの機会を増やすこととなっております。

しかしながら、複数の所属で人員配置の問題もあってか、休暇取得実績が著しく低い水準であることが確認されました。

年次有給休暇は、労働者に与えられた大切な権利であることはもちろんであります。昨年も申し上げましたが、メンタルヘルスの不調に影響を与える要因となることがないように、本町に勤務する全ての職員が積極的に取得し、家族との団らんの機会やリフレッシュ休暇として有効活用されることを強く望みます。

以上、抜粋して定例監査の結果に関する概要を申し上げましたが、今回の監査実施におきまして、業務多忙の中、2日間にわたりご協力をいただきました関係職員の皆さんに感謝を申し上げます。

なお、この報告書は12月5日に町長へ提出してあります。

以上で、定例監査の結果に関する報告といたします。

○議長（望月將名君）

以上で、監査委員の定例監査結果説明を終わります。

若林代表監査委員、ご苦労さまでした。

以上で、諸報告を終わります。

○議長（望月將名君）

日程第4 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

あらためて、おはようございます。

南部町議会第4回定例会を開催しましたところ、何かとご多忙のところ、全議員の皆さまの出席を賜り、議会が開催されますことに心から感謝申し上げます。

また、本日は多くの皆さま方が議会を傍聴されております。

併せて感謝申し上げます。

それでは、南部町議会第4回定例会の開会にあたり、一言ごあいさつと9月定例会以降の行政報告をさせていただきます。

国政においては、10月に衆議院解散総選挙が執行され、与党が圧勝し、強固な日米同盟による北朝鮮への対応、税制や予算、規制改革で大胆な政策などを講じることによる生産性革命、幼児教育の無償化や高等教育への負担充実、介護人材の処遇改善を盛り込んだ人づくり革命等を柱に、第4次安倍政権がスタートしました。

本町では、万沢ふれあいセンターの運営をはじめ、ドラッグストアのオープン、富士見台分譲地の販売、道の駅なんぶやお試し住宅の建設など、議会でご承認をいただいた平成29年度事業を着々と進めております。

また、今回の議会に提案させていただきましたように、水道施設老朽化対策等のための水道料金の改定案件や効率的なごみ処理を広域的に行うための峡南衛生組合への加入案件など、来年度へ向けた取り組みも進めております。

今後も、本町のまちづくりのために、議員の皆さまのご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、9月定例会以降の行政報告をさせていただきます。

9月15日、望月副議長とともに、新々富士川橋建設促進期成同盟会を構成する富士市・富士宮市の市長、議長、地元の静岡県議会議員など11名で、川勝静岡県知事および静岡県議会議長に、新々富士川橋の早期完成と接続道路の早期整備および補助事業費の確保について要望してまいりました。

9月17日、昨年度まで実施しておりました、アルカディアスポーツフェスタ、図書館フェスティバル、生涯学習フェスティバルを集約し、アルカディアフェスタ2017が開催されました。当日は、エアリアル、三味線のパフォーマンスをはじめ、イベントや各種出展もあり、多くの町民が文化やスポーツに親しみました。

9月21日から30日まで、子どもと高齢者の交通事故防止「全ての座席のシートベルト着用」などを運動の重点とし、秋の全国交通安全運動が実施され、内船駅前での黄色い羽根の配布、道の駅とみざわ前での街頭指導、幼児によるマーチングパレードにより、交通安全と交通事故防止を呼び掛けました。

9月29日、水道委員会を開催し、本定例会にも提案させていただきましたが、水道料金の改定等について協議していただきました。

10月1日、中央化学株式会社と災害時における物資の保管等について、文書回付により協定を締結しました。

10月5日、福祉健康まつりがアルカディア体育館で開催され、高齢者や障害者、各種団体から約1,400名の方が参加されました。今後も、健康な家庭づくり、地域での支え合いなどの事業を展開してまいります。

10月6日、中巨摩地区広域事務組合において、山梨県ごみ処理広域化計画に基づいて、Aブロックを構成する本町と韮崎市・南アルプス市・北杜市・甲斐市・中央市・市川三郷町・早川町・身延町・富士川町・昭和町の5市6町、関係する峡北行政事務組合、中巨摩地区広域事務組合、峡南衛生組合の3組合が相互に協力し、平成43年4月1日までにAブロック内でごみ処理施設を新たに1施設に集約し、共同してごみ処理を開始することや協議を進めるための協議会を設置することなどが合意され、調印式が行われました。

10月7日、富士川改修促進期成同盟会の主催により、古代中国の治水の神・禹王にちなんだ「全国禹王サミット in 富士川」が富士川町で開催され、治水事業に関する基調講演や九州北部豪雨災害の特徴の講義を受講してまいりました。

10月8日、2年続けて町民体育祭は雨天の影響を受けましたが、今年度は秋空のもと実施され、多くの町民がスポーツの秋を楽しんでいました。

10月10日、NPO法人コメリ災害対策センターと、災害時に調達が可能な作業シートや

ポリタンク、乾電池等の物資を優先的に供給していただくことの協定を締結いたしました。

また、10月12日には、町内の郵便局と、災害時における郵便業務やゆうちょ銀行の取扱い業務についての協定を締結いたしました。

10月13日、千葉県酒々井町議会議員が、本町に定住化対策事業や子育て支援事業の行政視察に見えたので、歓迎のあいさつをさせていただきました。

10月17日、山梨県土地改良団体連合会理事として、県内の農政事業の促進について、山梨県知事・副知事・総務部長へ要望いたしました。

9月以降、3つの台風の上陸がありましたが、そのうち台風21号は、10月22日から23日にかけて大雨洪水警報が発令されるなど、本町にも影響があり、町では消防団の参集のほか、区の協力を得て16カ所の避難所の開設等を行いました。土砂の押し出し等は若干ありましたが、人的被害はありませんでした。

10月26日、山梨県町村会副会長として、会長とともに、町村会で協議決定した国・県への施策および予算に関する要望提案を、山梨県知事・副知事・総務部長などの県幹部に行いました。

また、同日、山梨県人会連合会45名の方が東京より本町に訪問しましたので、南部氏供養塔および美術館を案内いたしました。

10月27日、今年度、本町生産の酒米「山田錦」を使用した日本酒の醸造をお願いしている、二戸市にあります株式会社南部美人が、ロンドンで行われました酒部門審査において1位に選出されましたので、その式典に出席してまいりました。

11月2日、新々富士川橋建設促進期成同盟会の構成市町関係者と、川勝静岡県知事をはじめとする静岡県関係者とともに、国土交通省および財務省に新々富士川橋早期完成の要望活動を行いました。

11月7日、南部町戦没者慰霊祭を総合会館において開催し、334柱の英霊に哀悼の意を申し述べました。

11月13日、山梨県行政書士会と、災害時における被災者支援窓口設置や罹災証明発行等への協力について協定を締結いたしました。

11月17日、山梨県総務部三富理事ほか3名が来庁し、制度改正やまちづくりについての意見交換を行ったあと、着々と工事が進む道の駅なんぶを視察していただきました。

なお、同日、国土交通省において、本施設が道の駅なんぶとして正式に認可・登録されました。

11月19日、御堂の古民家で行われたライブに招待され、古民家に響く楽器の演奏に癒されました。お客さまは、町外の方がほとんどでありました。交通アクセスも良くなり、都会から近くなった本町には昔ながらの風景がありますので、このような取り組みで交流人口が増えることも良い方法であると感じました。

11月20日、平成29年度県政功績者表彰式に、山梨県町村会会長代理として出席しました。この席で、本町議会で活躍しました佐野哲也氏が表彰を受けました。

11月29日、NHKホールで開催された全国町村長大会に出席後、山梨県選出国會議員に町村会の要望活動を行いました。

また、翌日30日も、山村振興事業の促進について、関係町村長とともに要望活動を行いました。

12月3日、町の文化ホールで行われた内船歌舞伎公演に招待され、地歌舞伎の素晴らしさを堪能しました。なお、内船歌舞伎保存会は、今年度の山梨県文化賞において奨励賞を受賞しました。誠にありがとうございました。

また、年明け1月14日には、コラニー文化ホールで開催される山梨県民文化祭において、太鼓と歌舞伎の競演に出演することとなっております。今後とも保存会のご活躍をお祈りいたします。

以上で、本定例会での行政報告を終了させていただきます。

○議長（望月將名君）

日程第5 一般質問を行います。

一般質問は、通告書の1つの質問事項ごとに質問と回答を終了し、次の質問事項に進む一問一答方式です。

1人の一般質問の持ち時間は、質問と回答の時間を含め40分間です。

また、同一の質問事項についての再質問は、2回までですのでよろしくお願いいたします。

なお、残り時間は、前方の右壁に表示されますので十分ご注意ください。

時間が経過した場合は、議長が一般質問を打ち切りますので申し添えます。

最初に、2番、若林良一議員の質問を許します。

若林良一議員の質問は2問あります。

まず、1番目の質問を求めます。

2番、若林良一議員。

○2番議員（若林良一君）

まず、1番目の行政職員採用に資格人材の採用をについて質問いたします。

私は、この町で建設関係の仕事をはじめ、幸いにも仕事に恵まれ31年になります。これまで、大手ゼネコンをはじめ、町内建設関連会社にも携わってきました。

そんな経歴から、町内発注の建築物の新設工事ならびに補修工事等にも関わってきました。そこで気付いたことですが、旧南部町・旧富沢町にも建設関係の専門、有資格者もいないことに疑問を感じておりました。

南部町も合併し、はや14年経ちましたが、老朽化した建物も多く、修繕をしないとイケない建物や部分的に補修が必要な箇所が増えてきています。

このことから、南部町でも資格保持の職員採用を考える時期に来ているのではないのでしょうか。

これから整備される町内建築物等にも、専門職がいれば進捗状況の監理や段取り等、スムーズにできると思います。

また、今後の修繕工事にも速効的な補修方法が適用でき、さらには、災害時に的確な判断と対応ができることでしょう。

他県では、建設課・土木課には必ず資格職員がいます。建設現場でゼネコンとの緻密な打ち合わせ、施工方法、金銭的な問題もかなりの効果が期待できることと思います。

そこで、お聞きします。

今後の町職員採用に、ぜひとも有資格者の採用を期待いたしますが、町長は職員採用に対してどのような考えをお持ちでしょうか。

○議長（望月將名君）

2番、若林良一議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは、若林議員の1番目のご質問にお答えいたします。

建築士等の資格を持った人材の採用ということですが、建物関係については、町はこれまで、施設建物の新たな建設や大規模改修においては、専門的な知識が必要となるため、必ず設計監理契約を締結し、設計書どおり施工されているか、資材品質はどうかなど、設計監理者と施工業者および発注者である町が、施工工程の中で数多くの打ち合わせや会議を行い、その建物の建築がスムーズにいくように取り組んでいます。

また、現在ある建物については、建築基準法第12条により、建築物の劣化や損傷の状況、防火・避難に係る施設の維持や保全の状況などについて、2年から3年に一度、1級・2級建築士等が行う特殊建築物調査を実施しています。

これにより、大規模な改修や修繕が必要な場合は、先ほど申しましたように、設計監理業務の委託契約を結び、改修や修繕を行うことになります。

また、小規模な修繕が必要な場合ですが、担当職員が調査に関わった建築士等の意見を聞き、さらには施工業者と打ち合わせを行い、問題なく修繕等を行っております。

なお、平成32年度までに、現存する公共施設ごとに目標使用年数や保存対策による施設の効率的修繕サイクルの構築などを盛り込み、施設の中長期的管理の有効的な計画を策定することになっております。

このようなことから、建物に関する建築士等については、職員を1人採用するよりも、従前のとおり、建設や修繕が発生したときに、設計監理契約の締結や特殊建築物調査に関わった建築士や施工業者との打ち合わせにより施工することのほうが、経費が抑えられると考えられますので、今後もこの方法で実施したいと思います。

しかし、建設課等で行っている道路改良工事や維持工事、さらには災害復旧工事などに関わる土木職職員は必要と考えております。

現在、土木職で採用された5名と、国や県の研修を受けて技術を身に付けた者が2名おります。現場を持つ課は建設課以外にもあり、土木職を振り分けて工事規模等に応じて工事監督員となり、工事施工の監理を行うほか、維持工事等の設計を行っている者もおります。

今後も、土木職の職員については必要でありますので、土木職の退職や年齢構成等のかんがみ、採用していく予定でおります。

以上です。

○議長（望月將名君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

2番、若林良一議員。

○2番議員（若林良一君）

ただいま町長から回答をいただきましたが、職員を採用する中でも、資格保持者も頭に入れて採用することも必要ではないかと思います。

あえて資格者を採用するのではなく、同じ採用をするのであれば、そういう方を採用すれば、迅速な判断や適切な施工方法等ができるのではないかと思います。

そこで、先ほどの答弁で、土木職で採用された者5名、研修により技術を身に付けた者2名とありましたが、この方たちの配置をお聞きします。

○議長（望月將名君）

2番、若林良一議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは、再質問についてお答えいたします。

今の5名というのは、作業員は含まれておりません。

若林議員のおっしゃることは分かりますが、ここのところの採用をいいますと、そういう方の応募はありません。

ほしいのですが、今現状がそうなんです。

ですから、そういった方が来れば、それは考えていきたいと思っています。

建築のスムーズな進捗のため、今後も新規採用者に建築士等の資格を持った人をとということですが、総合的に考えますと、先ほど申しましたように、現状のとりの設計監理業務の委託等で対応したいと思っています。

今後、大きなプロジェクトにより建築が続いたりすることがあれば、中途採用や採用期間等も含めて検討したいと思っています。

なお、議員がおっしゃる建築士等には、建築の際、各種法規に適合しているかどうかを確認する建築主事も含まれると思われますが、建築基準法では25万人以上の市には必ず置く必要があります。それ以外の自治体は、都道府県で確認するため設置義務はありません。

山梨県では、県の同意を得た甲府市以外は設置しておりません。

次に、土木職の配置の関係ですが、建設課に土木職採用者1名、研修により技術を身に付けた2名、産業振興課に2名、水道環境課に1名、企画課に1名を配置し、各部署で工事施工の監理等を行っております。

なお、大規模な工事についてはコンサルに委託しております。

以上です。

○議長（望月將名君）

町長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

2番、若林良一議員。

○2番議員（若林良一君）

質問というわけではありませんが、今後の職員採用において、ぜひとも資格保持者の採用を願ひまして、1番目の質問を終わります。

○議長（望月將名君）

これで、1番目の質問を終了いたします。

次に、2番目の質問を求めます。

2番、若林良一議員。

○2番議員（若林良一君）

それでは、2番目の消防団自動車ポンプの免許の補助について質問いたします。

平成29年3月12日から法律が変わり、新しい運転免許制度がスタートしました。その最大の改正ポイントは、準中型免許という区分が新設され、18歳で普通車の免許を取得する人は、最大積載量2トン未満、車両総重量は3.5トン未満の自動車となります。

この改正により、今後、南部町の消防団に入団する団員で、改正後の普通免許のみの保持者は、大部分のポンプ車の運転ができなくなり、緊急時の出動に支障をきたすことが懸念されます。

そこで、普通免許のみの保持者に対し、準中型免許取得のための補助金制度を考えてみることを提案させていただきます。

町長はどのように考えているのかお聞きします。

○議長（望月将名君）

2番、若林良一議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

2番目のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、平成29年3月12日に、貨物自動車による交通事故の削減と若年層の雇用促進のため、普通自動車・中型自動車・大型自動車に加えて、車両総重量3.5トン以上7.5トン未満の自動車新たに準中型自動車として新設され、これに対応する免許として準中型免許が新設されました。

これに伴い、新制度適用以降に運転免許を取得する場合は、車両総重量3.5トン未満の車を運転できる普通免許か、車両総重量7.5トン未満の車を運転できる準中型免許のどちらかの取得となります。

南部町消防団のポンプ自動車につきましては、現在、消防団各部が保有しているポンプ車のうち、軽トラックを含む可搬式ポンプ積載車以外の消防ポンプ車は、全て車両総重量4トン以上5トン未満でありますので、可搬積載車保有以外の各部におきましては、新制度以降に普通免許を取得した部員は、ポンプ車の運転ができないことになります。

本年度、南部町消防団に入団した団員を調査したところ、新制度適用以降に免許を取得した団員はいませんでした。今後、準中型免許でなく、普通免許を取得して入団する団員が出てくることは予想されるところです。

若林議員より、普通免許保持者に対し、準中型免許取得に対する補助金制度を考えてみたらどうかという提案がありますが、現在、峡南地区において、免許取得に対する補助金を出しているか調べましたところ、市川三郷町で免許取得に対する補助金制度が本年4月より施行されました。

しかし、この補助金は、市川三郷町の消防団が保有するポンプ車のうち、2分団のポンプ車2台が総重量約6トンであり、2007年の中型免許制度導入後に普通免許を取得した団員は5トン未満の車両しか運転できないため、2分団の団員に限って7.5トン未満の車両が運転できるよう、限定解除による準中型免許を取得することに対し補助金を出すものです。

本町におきましても、制度改正により普通免許では大型の消防ポンプ車は運転できないこと

や、オートマチック限定の免許でもポンプ自動車を運転できないことで、入団したら自費で準中型免許や限定解除を取得しなければならないことにより、入団希望者の減少に一層の拍車をかけてしまうことが想定されますので、町としましては、山梨県町村会を通じて国・県に対し、費用を助成する市町村に対する財政的支援を求めるとともに、消防団活動に限定して普通免許で規制されている消防車両については運転できるよう、消防団員運転特例制度の創設を強く要望したところであります。

今後は、国・県の要望に対する動向や近隣自治体の様子を見据えながら、補助制度の創設を検討していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（望月將名君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

2番、若林良一議員。

○2番議員（若林良一君）

町長の答弁にもありましたが、新入団員の確保がだんだん難しくなってきました。積極的に消防団の魅力をアピールし、団員確保に前向きな考え方を持って、免許補助金制度の検討を考えていくことが大切であると思います。

今、消防団の実態を見ますと、新入団員も減ってきております。先を見据え、先細りにならないよう、我々が考えていかなければいけないことだと思っておりますので、ぜひとも町も消防団を盛り上げて、いざというときにその場を乗り切れる体制をつくっておくことが一番だと思います。

以上で、2番目の質問を終わります。

○議長（望月將名君）

以上で、若林良一議員の質問を終了いたします。

次に、6番、市川強議員の質問を許します。

市川強議員の質問は3問あります。

まず、1番目の質問を求めます。

6番、市川強議員。

○6番議員（市川強君）

3問ありますが、まず1番目。

平成30年度からの国保の都道府県一律化について。

現在、市町村ごとの国民健康保険が、平成30年度より都道府県ごとに運営することが決まっています。

これにより、南部町は山梨県で統一の標準保険金額になると思われます。県内の料金の平均化により、町民の料金は今までとどう変わるのか。

また、県より割り当てられる納付金は100%納めることになり、保険税の賦課・徴収は町が行い、町民からの保険税が徴収できない場合はこれまでと違い、町の負担が大きくなると思われます。

このことに対して、町はどのように対処していくのか。国や県からどのような方針が来ているのか、町長に伺います。

○議長（望月將名君）

6 番、市川強議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは、市川議員のご質問にお答えいたします。

私も、この間まで山梨県国保団体連合会の理事をやっておりましたから、非常に答えやすい問題ではあります。

まず、平成 24 年に設置されました社会保障制度改革国民会議の審議にはじまり、順次、個別の法改正が進められる中、平成 27 年 5 月に国民健康保険法の一部を改正する法律が成立し、年齢構成が高く、医療費水準が高いことや所得水準が低いなど、構造的な課題を抱えている国民健康保険事業は、公費による財政支援の拡充が図られるとともに、運営のあり方を見直し、都道府県ごとの統一的な運営方針のもと、都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村とともに国保運営を担うことになりました。

具体的な役割分担として、都道府県は、給付費に必要な費用を全額市町村に交付する。市町村ごとの納付金を決定する。市町村ごとの標準保険料率を算定・公表する。運営方法を定め、市町村の事務の標準化・効率化・広域化を促進する。市町村の保健事業に対し、必要な指導・助言を行う。

また、市町村は、都道府県が決定した国保事業費納付金を納付する。資格を管理する。都道府県が示す標準保険料率を参考に、保険料率を決定し、賦課・徴収する。保険給付を行う。特定健診・保健指導などの保健事業を行う。と、以上ようになります。

山梨県国民健康保険運営方針の策定にあたっては、平成 27 年度中に山梨県市町村国民健康保険連携会議を設置し、項目・内容について、南部町も加わったワーキンググループなどの場で意見交換を重ね、方針案等が取りまとめられました。

その後、山梨県国民健康保険運営協議会の意見を踏まえ、今年 9 月に決定となり、公表されたところであります。

県内では、事業費財源の徴収に保険料と保険税が、その算定方式においても、世帯にかかる平等割、被保険者にかかる均等割、所得割の 3 方式と、資産割を加えた 4 方式とが、それぞれの市町村の考え方や状況から採用されている上に、収納率にも差があります。

また、医療費水準や医療費適正化のための保健事業への取り組みにも違いがあります。

このようなことから、保険料・保険税率の県内一本化について、運営方針では当面は一本化せず、算定方式の平準化を進め、医療費の適正化や収納対策などの取り組みをしていく中で、将来的に目指すこととし、3 年ごとの運営方針の見直しの中で検討していくこととなりました。

30 年度の納付金につきましては、これまで県により、27 年度決算ベースによる試算や 29 年度の納付金とした場合の試算がされましたが、次の段階として、県から仮算定数値による 30 年度の金額が示されるのは、12 月下旬になります。

国から確定計数が示され、最終的に県が算定し、各市町村に 30 年度納付金等の通知があるのは、1 月中旬以降になるようです。

このため、当初予算の計上には、12 月に示される数字をあてることになります。

本町は、これまでの試算数値などから推測すると、30 年度の国保税収の必要額と見込み額

とに、それほど大差はないものと思われます。

また、現在、財政調整基金を保有しており、不足となった場合にはこれを充てられることから、30年度に向けた税率の改正は行わずに対応できるものと考えております。

このことは、町の国保運営協議会において、その都度、広域化に向けての経過とともに説明をしてきたところです。

しかし、30年度納付金の算定額は、国・県からの資金投入による激変緩和が図られる上でのものであり、5年間とされている期限が短縮されないのか、また医療費の推移など、その後については、状況を注視しながらの検討が必要となります。

なお、市町村と被保険者間での手続きや病院などの受診に際しては、これまでと変わりはありません。

変更点では、資格の取得・喪失や高額療養費の多数回該当が、都道府県単位での扱いとなります。

制度の改正については、国保の世帯にはすでにチラシを送付しましたが、町の広報や県からのお知らせなどで、今後も周知を図ってまいります。

以上です。

○議長（望月将名君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

6番、市川強議員。

○6番議員（市川強君）

11月25日の山梨日日新聞の記事の中に、「県へ移管で試算」との記事がありました。8市町村が納付増額、19市町村は減額とありました。その中で、南部町はどちらに入っておりますか。

新制度導入で、1人当たりの保険料が上昇しないように、国と県が市町村に財政支援をする決めて決まっています。この財政支援がいつまでと決まっているのですか、決まっていますか。

保険料徴収率の向上に対して、取り組み対策はどうなるのか。いかに国保財政の安定化を目指しているのか、伺います。

○議長（望月将名君）

6番、市川強議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

まず、南部町はその8団体に入っているのかどうかとのご質問ですが、この増額・減額とは、平成27年度決算ベースでの現行制度による納付金額の試算と、29年度に新制度が導入されたと仮定しての試算を比較したものです。

増額の8団体には、南部町は含まれておりません。

新制度では、財政基盤の強化を図るために国の財政支援の拡充がされますので、今年度の試算には、27年度時点では計上がなかった交付金額などが含まれており、多くの市町村に減額効果が表れています。

一方、所得や被保険者数などから納付金を配分する仕組みが導入されたことで、所得水準が

高い市町村などでは増額となる場合があります。

なお、増額となった団体には、国・県からの財政支援で、上昇しないように調整を行うこととなっております。

以上です。

○議長（望月將名君）

町長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

6番、市川強議員。

○6番議員（市川強君）

県によって徴収率が決まり、納付するということですので、滞納者がいた場合に、これまで以上の滞納者に対しての徴収をどう考えているのか伺います。

○議長（望月將名君）

6番、市川強議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

滞納者の納付金の納付についてですが、お答えしましたように、30年度の納付金に関しましては、税率改正を行わずに対応できるものと考えております。

今年度の医療費等の支払いに代わり、県への納付金の形になるわけですので、未納者・滞納者への対応については、何ら変わるものはありません。

本町の徴収率は県内でも上位ですが、納税者の公平性を確保することが重要ですので、該当者と接する機会をできるだけ多く持ち、生活状況を把握し、要綱に基づいて、短期証や資格者への切り替えを行いながら納付を促します。

また、必要であれば、差し押さえなどの行政処分を実施し、収入未済の削減に努めていきます。

なお、未納者ゼロが理想ではありますが、被保険者の中には失業中の方、年金収入のみの方、または借入金の返済がある方など、現状が厳しく、他の町税などにも未納がある方がいることも事実であります。

数年前から税務課・住民課未納者対策合同打ち合わせを定期的に行い、未納者への個別対応の強化を図っております。

以上です。

○議長（望月將名君）

これで、1番目の質問を終了いたします。

次に、2番目の質問を求めます。

6番、市川強議員。

○6番議員（市川強君）

2番目に、道の駅の運営方針について。

3点ありまして、1点目は、来年の5月6月ごろオープン予定の、中部横断道・南部インターチェンジ予定地に隣接する道の駅なんぶの建設が着々と進んでいると思われませんが、指定管理者に予定されている業者は、どのような選考により予定者になったのか。

近年の道の駅は、豊富で新鮮な地元産地の野菜が目玉の1つになっていて、売り上げを伸ばしていると思われます。

来年春のオープンならば、道の駅に並べる野菜は、もう準備していなければ間に合いません。永年に残る道の駅ですので、立ち上げから成功の確率が高くなるように、町の農家の皆さんにこれからの予定を周知し、農作物を計画的に生産してもらうことがよいと思われます。

今後の、農家の皆さんに対しての周知・対応を伺います。

2点目、近年、公共施設においても、無料W i - F i スポットが設定されています。道の駅なんぶにおいても、無料W i - F i スポットを設定し、最初に関画面に南部町の紹介サイトを設け、お得なチケットや引換券などを入手できるサイトのページを設けることにより、トイレ休憩だけの人も南部町を訪れるかもしれません。知恵を絞って運営していくことが大事だと思います。

3点目、隣接するコンビニエンスストアの状況を、簡単明瞭に述べてください。

以上、3点の回答を求めます。

○議長（望月将名君）

6番、市川強議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

1点目の道の駅なんぶの指定管理予定者は、どのような選考により予定者になったのかとのご質問ですが、指定管理者の候補者選定にあたっては、選定を適正に実施するため、南部町指定管理者選定委員会を設置し、南部町公の施設の指定管理者指定の手続き等に関する条例の規定に基づいて選定を行いました。

選定方法は、1次審査として、応募団体から提出された申請書類および計画書類について、財務状況や適格性、事業計画に対する審査を行い、2次審査では、提案書をもとにしたプレゼンテーションと施設運営への意欲や具体的事業、職員配置計画等についてヒアリングを実施し、申請者の施設運営への姿勢や組織としての強み、イベント事業等について具体的な評価を行いました。

何社か応募がありましたが、選定の結果、最も高い評価を得た株式会社TTCが施設目的に合致した団体であり、今後において、適切な管理が期待できるものとして指定管理者の候補者に決定いたしました。

なお、指定管理者の指定は、関係議案として3月定例会に上程し、議決を得た上で行う予定です。

次に、2点目、道の駅なんぶのオープンに備え、農産物生産に関わる農家に対する周知・対応についてのご質問ですが、市川議員の通告書の内容の中から、今日までの経過概要や協議・打ち合わせ状況等を踏まえ、業者の一方的なことであってはなりませんので、私の答弁前に企画課長から説明をさせますのでご理解をください。

3点目は、後ほど私から答弁いたします。

○議長（望月将名君）

それでは、2点目の答弁につきまして、望月企画課長。

○企画課長（望月一弥君）

市川議員の質問内容ですが、当初、議長に出された質問書の内容を、かなり割愛して質問されたようですが、私からあらためて、市川議員の質問で、割愛をされた内容についてお話をさせていただきますが、全てを業者任せにしていたら、立派な施設をつくっても、今まで町が携わってきた数多くの施設と同じように、失敗の確率が高くなるでしょう。

それを割愛しております。

もう1点ですが、コンビニエンスストアの状況について、予定を詳しく述べてくださいというものに対しまして、今回、簡潔にという内容に変更されておりますが、町長の答弁として受け入れるのにふさわしくない内容であり、町長に私からお話をさせていただいて、私が説明員としてこれについては説明をさせていただきたいということで、現在に至っております。

全てを業者に任せていたらということですが、私から言わせていただくと、私は偽りとも受け入れられます。どこで、全てを業者に任せているんですか、私が。

今日、道の駅の建設を見て、あそこまでたどるにも、私はこの4月に企画課長に着任しましたが、市川議員と道の駅の関係について、一度もお話をしたことがございません。

ただ1つ、私が4月に着任した当時、用悪水路の田んぼへの水道の確認をしてくれという依頼は受けております。

それにつきましては、企画課の職員とともに、乾いている水の用悪水路に水を流して、どういった経路で田んぼに水が入っていくのかを調査して、市川議員に報告した経緯がございます。

それ以外に、やはりあの周辺の中野区民にご迷惑をおかけするわけにはいかないという考えもありますので、前年度の区長さんや今年度の区長さんにもお話をし、しっかりと理解を得てきたのが現実であります。

○議長（望月將名君）

望月企画課長、質問に対しての答弁をしてください。

○企画課長（望月一弥君）

ただいま議長から指示がございましたので、それに従うしかございませんが、全てを業者に任せっきりということは一切ございません。

以上です。

○議長（望月將名君）

それでは、3点目の答弁につきまして、佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

3点目、道の駅なんぶに隣接するコンビニエンスストアへのご質問ですが、これも先ほど、少し企画課長が話をしましたけれども、話し始めると長い経過がございますから、私のほうでどこまで答弁するか迷うところであります。

道の駅については、長い期間をかけてやっているわけです。ですから、その経過は非常に詳細なものになりますが、道の駅なんぶに隣接するコンビニエンスストアのオープンについては、道の駅が出来上がる時に工事に入る予定です。

ローソン建設工事着手は、国土交通省が施工する国道52号線交差点付近の右折路線の新設、歩道および道路側溝等の改良工事、山梨県公安委員会が施工する信号機の設置など、交差点周辺工事が完成されなければ着手できないだろうと思いますが、ローソンのオープンに向けては、国土交通省や関係機関等に対して積極的な姿勢で協議を行い、理解を求めるとともに、協力体

制を図ってまいります。

ローソンのオープンは、30年度であるということは間違いありませんが、正式な期日については、現段階では明言できないということを申し添えまして、私の答弁といたします。

以上です。

○議長（望月將名君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

6番、市川強議員。

○6番議員（市川強君）

1点目の質問で、農家の皆さんへの周知・対応を伺いますと聞いています。それへ答えていません。

そして、2点目の無料Wi-Fiスポットのことも答えておりません。

先にそちらを答えてください。

これは、再質問ではありません。

○議長（望月將名君）

それでは、最初の質問にお答えください。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

道の駅は、先ほど申しましたように、3月の議会で正式に決定すれば、株式会社TTCが契約になるわけですが、当然それまでには品ぞろえや地元の農産物をどうするか、これは当然、詳しく話し合いを持っています。

議員は先ほど、オープンは5月、6月と予測でおっしゃっていましたが、私どもとすれば、早くても7月にできればいいなという思いですから、それ前の品ぞろえ等については、いろいろと相談をしながらやっていきたいなと思っています。

以上です。

○議長（望月將名君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

6番、市川強議員。

○6番議員（市川強君）

1点目、道の駅なんぶに対する、指定管理料の概算は大体どのくらいなのか。

株式会社TTCの事業計画書の指定管理料、1年目、2年目、3年目、4年目の金額などの予定はどうなっているのか。

2点目、農家に対しては聞きましたので、3点目、ローソンの契約年数と更新時の契約年数、途中契約解除の違約金などの対処はどうなっているのか、聞きます。

○議長（望月將名君）

6番、市川強議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

指定管理料ということですが、まだ契約はしておりません。

ですから、今、いくらということは申し上げられませんが、従来よりも高くなることは間違いないと思います。

しかしながら、この道の駅なんぶは、地域活性化の大きなプロジェクトでありますから、間違いなくこの地域が活性化される、そういう運営をしてくれるものと思っています。

ですから、契約書には、初年度はいくら、今は言えませんが、2年後、3年後になれば当然売り上げがありますから、間違いなく我々の期待するとおりの運営をしてくれるものと思っています。

今年の10月、千葉県木更津に、同じTTCが運営する道の駅がオープンいたしまして、財政課長も見に行ってきました。その話を聞きましたら、地域差にもよりますが、ものすごい人ばかりだそうです。やはり、ノウハウを持っているところですから、よそから皆さんが来るだけではなくて、やはり地元の人たちもちょっとお茶を飲むとか、あるいは時間を潰すなど、交流の場になるのではないかという思いがしています。

間違いなく、それなりの道の駅になると思います。

3点目については、分かりやすい言い方をすれば、例えば南部町を甲とします。それから株式会社ローソンを乙として説明しますと、貸付期間は、乙が甲に提出する工事着手届を甲（南部町）が受領した日から29年間とします。

貸付期間の更新については、甲・乙協議の上、貸付期間満了の6カ月前までに、乙は指定の申請書を甲（南部町）に提出し、本契約を更新することとなります。

本契約の中途解約は、契約期間中において、あらかじめ6カ月前に乙は指定の申請書を甲に提出することとし、6カ月分の貸付料相当額を甲に支払うこととします。

また、甲は貸付期間中であっても、国または甲、もしくは他の地方公共団体およびその他公共団体において、公用・共用に供するためにその必要性が生じた場合、本契約に定める貸付条約に違反した場合、貸付料を6カ月以上滞納した場合は、契約を解除するという形に持っていきたいと思っています。

なお、契約の解除により、乙が損害を被ることがあったとしても、甲はその賠償の責任を負わないものといたします。

貸付期間が満了した場合、先ほども言いました29年ですが、乙は地上の物件を撤去し、原形に復して甲に返還するものとし、契約の解除により返還する場合も同様であります。

これらのことは、契約書各条の定めのほか、貸付の条件、その他必要な事項は、南部町公有財産管理規則および南部町財務規則の定めによるものといたします。

以上です。

○議長（望月将名君）

町長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

（ な し ）

これで、2番目の質問を終了いたします。

次に、3番目の質問を求めます。

6番、市川強議員。

○6番議員（市川強君）

3点目、2012年の6月議会で、私が保育園と小中学校のトイレの洋式化を、町に整備を続けるよう一般質問しました。

その当時は30%ぐらいの洋式化率でしたが、現在は50%ぐらいになったと思われます。

児童生徒たちには、小さなことでも重要な問題だと考えています。排せつは人間の健康の基本ですが、あまり問題視されてきません。

子どもたちにとって、学校は大人の職場と同じように、1日の大半を過ごすとても大切な生活の場所です。

現在、子どもたちの家庭では、9割以上の家で洋式トイレの設置となっています。ですが、学校での慣れない和式トイレにより、排せつ行為を我慢してしまい、勉強やクラブ活動に影響があるかもしれません。

さらに、小中学校の施設は、災害時の避難場所にも指定されております。災害時には、高齢者や手足の不自由な方、負傷者も避難されるかもしれません。そのときに和式トイレでは、使い勝手はよくありません。

防災に力を入れているというならば、改修に力を入れなければなりません。

回答を求めます。

○議長（望月將名君）

6番、市川強議員の質問が終わりました。

教育長の答弁を求めます。

渡辺拓雄教育長。

○教育長（渡辺拓雄君）

市川議員の3点目のご質問、小中学校のトイレの洋式化につきまして、町長の考えも含めお答えいたします。

小中学校のトイレの洋式化につきましては、文部科学省が全国の公立小中学校を対象に、平成28年4月1日現在の状況を調査しておりますので、その結果を紹介させていただきます。

調査の内容は、公立小中学校の校舎、体育館、屋外トイレの洋式化の状況です。その結果、本町小中学校の洋式トイレ数は5校合計で72あり、洋式化率は52.9%で、山梨県の54.4%とほぼ同率であり、全国の43.3%を上回っております。

学校別に見てみますと、睦合小学校は100%、南部中学校は64.3%、万沢小学校は44.4%、富河小学校は44.0%、栄小学校は34.5%と、学校間での洋式化率にバラつきはあります。

市川議員のご指摘のとおり、排せつは健康な体を維持するために必要不可欠な行為であります。

したがって、子どもたちが抵抗感を持たずに排せつできる環境を整えるということは、小中学生が学校生活を営む上で、非常に重要な課題であると考えております。

また、災害時に避難所として使用されることを考えますと、和式トイレでの排せつが困難な方々のために、洋式化にしていくという視点も欠かせません。

教育委員会としましては、これらの点を踏まえ、洋式化率を高めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（望月將名君）

教育長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

6番、市川強議員。

○6番議員（市川強君）

5年前の回答のときは、63カ所が洋式トイレでした。今回の回答では72カ所です。増えたのは9カ所。その9カ所のうち増えたのは、教師職員用が4カ所、児童用が5カ所になっています。5年で5カ所ですから、児童用は大して増えているとは言えません。

世間では高齢者を含め、ほとんど洋式を使用しております。これからは、もっと早いペースで洋式化を求めます。

以上です。答弁はいりません。

○議長（望月將名君）

以上で、市川強議員の一般質問を終了いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は、11時30分からです。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時30分

○議長（望月將名君）

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、5番、若林一明議員の質問を許します。

5番、若林一明議員。

○5番議員（若林一明君）

山林をマイナスの負動産にしないためにということを質問いたします。

私は数年前、都会在住の知人より、「南部町にある山林を寄附したいが、町や森林組合は引き受けてもらえるだろうか」という依頼を受けました。確かめましたところ、「そういうことはやっていない」との答えでした。

しかしながら、やっていないというより、「やる方向で検討します」という時代になっているのではないかと思います。

50年前、この地域の山持ちはお大尽でした。林業は基幹産業であり、多くの雇用を生み、歌にもうたわれました。

しかし、今は価値があっても経営としては成り立たず、手入れもされず荒れており、細々と生産活動が行われているのが実情です。

社会の高齢化・過疎化に伴って、全国各地に相続人のいない所有者不明の山林・田畑が増えていると報道されています。報道によると、有識者でつくる所有者不明土地問題研究会が試算したところ、2016年現在で、その面積は410万ヘクタール、九州の面積と同じくらいですが、私有地の2割に達しており、その経済的損失は年間1,800億円に上るといわれています。2040年には、面積ともども1.8倍になるだろうと推測されました。

都会での空き地対策は、国も本腰を入れ、公共事業なら5年間は利用できるなどの方針が示されましたが、広い面積を占める山林については、全国版の森林環境税以外に対策はありません

ん。

あと10年から20年すれば、我々団塊の世代も相続を考えなければなりません。それを見越して、町としての対応策は、町民や不在所有者に対して、相続登記の周知を含めて必要と考えます。

税の滞納は、これまでの実績を見れば少ないことは承知しております。その上で、①山林等にかかわる固定資産税の滞納者はいるか、②町内に不在の山林所有者等はどのくらいいるのか、③相続登記がなされておらず、登記簿とは別人の係累に課税している実態はどうか。

このような3点を含めて、数値を示していただくことと併せて、この負動産に対する町の見解を伺います。

○議長（望月將名君）

5番、若林一明議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは、若林議員のご質問にお答えいたします。

まず、前段の質問ですが、山林については、確かに経済的価値が高かった時代がありました。

しかし、日本経済の成長に伴い、その価値は下がり、ご指摘のとおり、経営としては成り立たなくなっています。もし、町が山林の譲受を始めると、居住している町民からも、「山林を寄附したい」との申し出があることも予想されます。

その維持管理費については、町民が納税した税を充てることになり、将来的に財政上の問題で、町民への行政サービスの低下につながる恐れがあります。

このような観点から、公共の福祉に害を及ぼさない限り、個人の不必要な財産の寄附は、原則として受けない方針を変更することは考えていません。

なお、隣接している個人の山林所有者への寄附は、今後の維持管理に向けては効果があると思われますので、個人的に仲介等をしていただける方がいらっしゃるなら、ぜひお願いしたいと思います。

次に、相続人が不明の土地等に関する質問ですが、民法上の所有権の問題があり、全国的な問題となってきたことも承知しております。

ご指摘のとおり、国でもこの問題を重視しているようなので、法的な措置を含め、その具体的な解決策が示されることを期待したいと思っております。

また、相続を含めた登記に関する件ですが、相続登記を含めた所有権移転登記については、所有者の権利を確定させ、保護するための手続きであります。

登記には司法書士への委託など、相応の費用がかかることや法的な義務行為ではないことから、経済的な価値が低いものについては放置される例があることは承知しております。

相続登記については、法務省でも相続登記を促進するための制度の改正を行うとの情報もあり、今後、相続登記が進むことを期待しているところでもあります。

税の観点からのご質問ですが、固定資産税については、土地全体で課税するため、山林等にかかる滞納者の数値はお示しできません。

なお、固定資産税の滞納者は、10月末現在47名、約半分が他の税目でも滞納となっていて、固定資産税のみの滞納者は27名、このうち山林等のみで課税されている滞納者は2名、

滞納額は4万8,500円です。

町内に不在の山林所有者ですが、ご質問の所有者の定義が不明確であること、また免税点未満で非課税となっている場合もあるため、正確な数値はお答えできません。

相続登記がされていない場合ですが、納税義務者の死亡を確認した段階で、民法上の相続権を所有している方の中から相続される方を確認させていただき、相続人代表者選任届の提出をお願いしております。

この届けにより、相続登記がなされていなくても、固定資産税の納税義務者を変更し、課税事務を行っております。

以上です。

○議長（望月将名君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

5番、若林一明議員。

○5番議員（若林一明君）

これまでも何度か質問を申し上げましたが、正直に申し上げまして、予想どおりの回答でございました。

国や県が制度をつくっていない中で、自治体がスパッとした回答を用意できるはずはないと思いますが、それでも何かを考えてほしかったという思いでございます。

当局は、引き取る形ができて、我も、我もと来た場合に、その維持管理費に町民の税金が使われることに理解が得られないという答えでございましたが、では今年、この森林整備に使っている予算はどのくらいか聞きたいわけでございますが、私は大きな数字ではないと思っております。

南部町は森林の町です。また、環境等も「山」ということで売り出している町でございます。奥山は国有林、もしくは県有林、または財産区有林となっております。里山は小さな民有林であり、たぶん山だけでは固定資産税の対象にならないような形態だと思っております。

そして、多くの集落が裏に山を背負っております。最近、南部町には台風・集中豪雨等は来ておりませんが、ひとたび豪雨がくれば、広島の安佐地区のような災害が発生する恐れがございます。

これらの災害から、人命・財産を守るために、里山に維持管理費をつぎ込むことは、町民の理解は得られると思います。それは町と私の見解の相違だと思いますが、私はそういうことで理解が得られないとは思っておりません。

最近の報道ですが、山梨県出身の不動産鑑定士や司法書士がつくる山梨県人会十士会という会が、東京の県人会の集まりで、ふるさとに残している土地や建物の処分について相談会をもって、多くの相談があったと報道されています。

まさに今、そのような状況は待ったのない時代だからこそ、森林の町としての覚悟を聞きたかったわけでありますが、率先垂範という言葉を聞くことはできませんでした。

そこで、1つ提案があります。

町にはいくつかの財産区があります。ここは課税されていないと思いますが、ここで寄附を受けるわけにはいかないでしょうか。

管理会条例には、管理または処分の項目が10項目ほど記載されておりますが、寄附を断る

ことは書かれておりません。第3項に財産の変更うんぬん等が書かれています。対応できるのではないのでしょうか。

実行となれば、里山の森林の面積規模は極めて小さいわけでございます。飛び飛びであります。境が分からないということも、いろいろ問題は出てくるかと思いますが、今、課税している実態でさえも、昔の土地評価地点の面積と地番だけでやっているということなら、財産区に移しても、何ら問題はないかと思っております。台帳の書き換えだけで済むのではないのでしょうか。

個人的に仲介をしていただけるとよいという答弁もございましたが、財産区がそれはあつせんしてもいいわけでございます。

この財産区を利用した寄附行為の受付について、当局の見解を伺います。

○議長（望月將名君）

5番、若林一明議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

いくつかのご質問がありましたが、まず、住民の生命・財産を守る観点からの意見を述べさせていただきます。

裏に山を背負っている崩落の危険性があるエリアについては、住民の生命・財産を守るための事業として、毎年、急傾斜地崩壊対策事業を山梨県に要望し、実施されています。

今後もこの事業の継続を引き続き要望し、住民の生命・財産を守っていきたいと考えております。

財産区の利用の件ですが、財産区の管理者は私であり、会計的には一般会計か特別会計かだけの違いとなります。

先ほどの回答と同じく、財産区での事業の展開は考えておりません。

なお、里山の整備については、NPO法人である里山研究会の活動方針の主な目的であると認識していますので、里山研究会の今後のご活躍に期待しているところであります。

後ほど、小泉議員からのご質問もありますが、このところ山に関することについて、非常にいい傾向が出てまいりました。

先ほど、若林議員がおっしゃいましたように、森林環境税、7年後の2024年度に創設されますが、2年前倒しの声もあります。一定規模に応じて配布されるということがありますから、森林の町である南部町には恩恵があるものと思っていますし、なおかつ、今、山の材を使った事業が着々と進みつつあります。

また、前から進めておりましたが、港区との協定において、南部町のスギを何とかしたいという話も来ておりますから、非常に上向きになっていることだけは間違いのないと思います。

ですから、今後、山を何とか町で引き取ってもらえないかという話がありましたら、そのときの状況を考えながら、積極的に進む可能性はあります。

以上です。

○議長（望月將名君）

町長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

5番、若林一明議員。

○5番議員（若林一明君）

町長から、その時期においては、積極的に進めるというご答弁をいただきましたが、率先垂範ではないですが、私はやっていただきたいと思います。

今、国がやっている森林環境税にしろ、山の日にしろ、県が国に先立つことを10年も前にやっているような世界です。決して、最初に手を上げたからといって、誰にたたかれるわけでもありません。

ぜひ、財産区等を利用して、やれるかどうかの検討をしながらも先に進めていただきたいと思います。

答弁は結構です。

○議長（望月將名君）

これで、若林一明議員の一般質問を終了いたします。

次に、3番、望月光彦議員の質問を許します。

望月光彦議員の質問は2問あります。

まず、1番目の質問を求めます。

3番、望月光彦議員。

○3番議員（望月光彦君）

それでは、1番目、今後の簡易水道事業運営について町長に質問します。

我が町南部町の水道料は、近隣の市町村に比べ、安いと聞いております。使用料が安いことは、町民にとって非常にありがたいことであり、継続できることなら、それはそれで望ましいと考えます。

その一方、簡易水道事業特別会計の平成28年度の決算を見ますと、一般会計から約2億2千万円を繰り入れ、それが大きな財源となって事業運営されているのが現状です。

このような収支バランスを少しでも改善するため、今期定例会に水道料を改定するための改正条例が提案されることになっています。

現状、自主財源比率は14%と極めて低く、今後、老朽化による水道管の敷設替えも計画されている中、将来を見据えた簡易水道事業の運営について、どのように町は考えているのか。

また、今回の改定について、水道事業会計は安定すると考えているのか。そうでないとすれば、中長期的視野に立った財政計画を策定することが望ましいと考えるが、町長の考えを伺いたい。

また、水道使用料の滞納額は、1,439万円と極めて遺憾な状況となっています。未納金徴収については、電話連絡や未納通知、さらには訪問徴収など、職員の日々の努力は十分理解しております。

しかし、その未納者の中には、経済的に困窮していない者が少なからずいることを知り、驚いています。他の自治体の状況を調査すると、本町と同様な方法で水道料の未納金徴収をしているとのことでした。

しかし、1つ異なる点がありました。それは、6カ月間未納が続いた悪質な人には、給水を停止する自治体があることです。給水を停止すれば、水はコンビニなどで購入しなければならず、不便を感じ、結果として安価で安心できる水を求め、支払いをするようになるのではないのでしょうか。

我が町は、なぜ給水停止の措置をこれまでしてこなかったのでしょうか。その理由と給水停止措置について、今後どのように考えるのかお聞かせください。

○議長（望月將名君）

3番、望月光彦議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは、望月議員のご質問にお答えいたします。

南部町の水道料金は、平成22年10月の料金改定により、水道使用料金を低く抑えてきた結果、平成28年度の会計決算意見書のとおり、1億2千万円を超える法定外繰入金に依存する厳しい経営状態となっております。

この債務超過から一気に抜け出すことは、現実的には難しいことから、今回の改定では、一般管理費と営繕費に加え、老朽化が著しい水道施設の更新、耐震化を計画的に推進するため、安定財源の確保に留意し、近隣の町の水道料金を超えない範囲で、使用量の少ない世帯への影響は少なく、多く使えば使うほど料金が上がる料金体系へ変更し、約3,700万円の増収を見込んでおります。

中長期的な方針ですが、平成32年度以降に公営企業法の適用が検討されていること、通常の人口減少に加えて、中部横断自動車道工事関係者の工事完了による大量転出による減収が見込まれるため、さらなる財源確保や経費削減等を検討していく予定です。

続いて、独立採算が原則の公営企業会計である上水道事業等で行われている給水停止を実施してこなかった理由ですが、本町の簡易水道事業では、ライフラインの中で最も重要な命の水であり、特に生活困窮者に与える影響が多岐である等、諸般の事情により行われてきませんでした。

しかし、簡易水道事業も使用料で運営することが基本であり、未納があると水道使用者間の不公平が生じるため、今回の水道料金の改正に合わせて給水停止を段階的に進め、悪質未納者等の解消を図るつもりでおります。

以上です。

○議長（望月將名君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

3番、望月光彦議員。

○3番議員（望月光彦君）

使用量の少ない世帯への影響は少なく、多く使えば使うほど料金が上がる料金体系ということですが、実際に使用量の少ない弱者・高齢者の水道料は、月当たりどのくらいの影響力が出るのでしょうか。それを伺いたい。

2点目、財源確保、経費削減を検討していくということですが、年々人口も減ってきますので、財源も非常に大変になってくるだろうと。

当然、給料も年々上がるわけですから、経費も必然的に上がっていくと思いますが、具体的な財源確保と経費削減、どのような具体策を考えているのか。このへんをお聞きしたい。

3点目は、給水停止を段階的に進めていくという答弁でしたが、具体的にどういうことなの

でしょうか。要は、今までも未納金の徴収には、電話連絡、未納通知、訪問徴収と、段階を踏んでいろいろな対応をされてきたと思いますが、以上３点について質問いたします。

○議長（望月將名君）

３番、望月光彦議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

１点目からお答えいたします。

口径１３ミリの基本料金内と仮定しますと、１カ月当たりの料金が７１０円から８２０円に、率にして約１５．５％の値上がりとなりますが、全体の増収率、約４０％に比べ、影響は少なくなっています。

それから、２点目の財源確保の件ですが、財源確保としては、管路図等施設台帳の整備を行い、老朽化および故障・漏水頻度等の調査により更新計画を立て、起債および国庫補助対象となる工事費にて施工し、一般財源充当額を少なくしてまいります。

３年から５年先には、給水人口の減少と独立採算性が進むことにより、そのときには料金の改定を進めていかなければならないと思っております。

経費節減は、委託料等の検討と漏水調査等を推進して、上水量の削減を図ることにより、電気料金や薬剤使用料の節約と施設の縮小、または統廃合を検討してまいります。

給水停止は取扱い要綱を定め、その手順に従い、督促・催告・給水停止予告・給水停止執行と順を追って進めていく予定ですが、特に未納回数の多い使用者、分納制約等、納入指導に従わない使用者を最初に実施する予定でおります。

以上です。

○議長（望月將名君）

町長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

３番、望月光彦議員。

○３番議員（望月光彦君）

月当たり７１０円から８２０円という答弁でしたが、これは１００円ぐらい上がるという考えでいいのでしょうか。高齢者などには、水道料アップになりますが、月当たり１００円です。ですから、あまり影響はないですよというニュアンスでよろしいのでしょうか。

○議長（望月將名君）

３番、望月光彦議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

望月議員のおっしゃったとおりです。

○議長（望月將名君）

これで、１番目の質問を終了いたします。

次に、２番目の質問を求めます。

３番、望月光彦議員。

○3番議員（望月光彦君）

次に、2番目、ウエルシア付近にバス停をとということで、町長に質問いたします。

商業施設ウエルシアが、万沢地区から移転して6カ月が経ちます。万沢地区にはお店もなくなり、車の運転ができない人は、バス利用による買い物となりました。

この商業施設で買い物をしたあとは、役場内のロビーなどを待合室として利用し、バス時間に合わせて帰宅することになります。

しかし、買い物をした重い荷物を持って役場まで移動することは、晴天でも高齢者にとっては大変なことだと思います。

この商業施設は、住みやすいまちづくりの一環として、町外転出を食い止めるために公有地へ誘致した経緯もあり、その際の町からの説明では、地域や利用者の要望があれば、バス路線のルート見直しなどにより、商業施設付近でのバスの乗降を前向きに検討するとのことでした。

そこで、停留所の新設や路線見直しについては、今年度の万沢地域の要望として、町へお願いしてきたところです。

車を利用できない町民の交通手段を確保するため、町営バス運行の見直しについて、その後どのように検討されたのか。検討した具体的内容と結果について伺いたい。

○議長（望月將名君）

3番、望月光彦議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは、望月議員のご質問にお答えいたします。

議員のご質問のとおり、商業施設ウエルシアが、今年6月に万沢地区より富沢球場横に移転しました。これに伴い、万沢地区から買い物に来る場合には、自家用車か町営バスなどを利用しなければならないこととなりますので、町としまして、町営バスの待ち時間が長い場合が生じますから、待ち時間の待機場所として活性化センターロビーを開放し、利用者の皆さまの利便を図ってまいりました。

議員ご指摘のとおり、高齢者にとっては、買い物をした荷物などはかなり重く、運ぶことも大変かと思われます。

ウエルシア付近へのバス停の設置につきましては、富士見区から要望書の提出がありました。また、それ以外にも、いくつかの団体や個人の皆さまから要望をいただいております。

今回、町営バス運行の見直し等について、どのような検討をし、その結果はどうかというご質問ですが、町としましては、これらの要望を受け、担当者に停留所の設置や運行ルートの見直しについて、道路管理者の国土交通省や山梨運輸支局に協議・確認等を行いました。

その結果、停留所の設置には、特に難しい問題はないということです。今後は、町営バス運営協議会委員の皆さまのご意見も聞きながら、条例改正もしなければなりませんので、できれば、来年4月ごろまでに設置する方向で進めてまいります。

以上です。

○議長（望月將名君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

3番、望月光彦議員。

○3番議員（望月光彦君）

実現が遅れば遅れるほど、高齢者にかかる負担は付いて回るわけですので、1日も早い実現を願ひまして、私の質問を終わりにいたします。

○議長（望月將名君）

以上で、望月光彦議員の一般質問を終了いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は、午後1時ちょうどからです。

休憩 午後12時10分

再開 午後 1時00分

○議長（望月將名君）

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、8番、仲亀佳定議員の質問を許します。

8番、仲亀佳定議員。

○8番議員（仲亀佳定君）

農地所有面積の規制緩和と空き家バンク附帯農地の所有権移転特例措置につきまして、町長に伺います。

町内の農用地全体面積は、10月31日現在で511ヘクタールが登録されており、そのうち、耕作放棄地は118ヘクタールあります。

本町でも高齢化が進み、農業後継者不足の農家が増えています。このままですと、ますます農地が荒れ果て、獣の住家となり、農作物の栽培に今よりも被害が出ると思います。

このような状況の中で、荒れ果てた農地の再生を図るには、農業従事者になるための農地所有面積を下げるのがポイントではないでしょうか。町民の方からも、農地取得面積の規制につきましては、疑問視する声が出ております。

南部町は、農業従事者の取得面積は、利用権設定を含み2千平方メートルとなっておりますが、行政側と農業委員会側で協議をしていただき、思い切った政策転換が必要な時期に来ているのではないのでしょうか。

農業従事者所有面積を下げることにより、県内外から南部町に農地を求め、家庭菜園や果樹園などの栽培に興味を持ち、荒れた農地を再生利用することにより、活性化にもつながっていくのではないかと思います。

実は、本郷区の谷津におきまして、25年前より静岡県興津から通いながら、ゆずの栽培をしている親子がおります。南部町は気候が非常に良いので、ゆずの栽培には適しているとのこととです。

出荷先を聞いてみましたところ、築地と大田市場だそうです。日本一の市場と取引をするには、付加価値を付けて生産をしているそうです。今後は、南部町のゆずを全国的に宣伝してくださるそうです。

2年後には中部横断自動車道の全線開通でアクセスが良くなり、本町の農地も見直され、農業を試みる人たちが出てくると思いますので、農地所有面積の緩和策実現に向けて、町長のお考えを伺います。

また、空き家バンク登録により、建物は所有権移転ができますが、附帯農地は農業従事者以外には移転ができず、所有者は農地と建物を一緒に処分したいと考えていると思いますので、特例措置による移転が可能かどうかについても、町長の考えを伺います。

○議長（望月将名君）

8番、仲亀佳定議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは、仲亀議員のご質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、農業後継者不足や若者の農業離れで、耕作放棄地の発生や荒廃が全国的に問題となっており、国ではその対策として、農業委員会法の改正を行い、本町でも昨年4月から新たに農地利用最適化推進委員を設置し、農地利用の最適化を推進しています。

しかしながら、本町のように中山間地域の小さな農地や山畑の農地は、機械での作業の効率化が難しいことが現状で、農地の貸し手・売り手は数多くありますが、借り手・買い手は少なく、国で進めている農地の流動化は平地の条件の良い農地に限られてしまうことと、農地を取得する下限面積が、山梨県内をはじめ本町でも20アールとなっており、新規就農する方には、良い条件の農地を確保することは困難な状況です。

また、下限面積の引き下げについては、農地法の改正により、引き下げの基準として「定めようとする面積未満の農地を耕作している者の数が、農地を耕作している者の総数の40%を下らないように算定されるものである」とあります。

現在、ほとんどの農業委員会が20アール、もしくは30アールとしており、それよりも少ないところはほとんどありません。

南部町では、平成22年に30アールから20アールに引き下げを行いました。面積を下げたいが、下げ過ぎると悪質な業者などが入ってくるなど、問題があると審議されて20アールに決定したと聞きました。

平成25年の9月議会、一般質問の折に回答しましたが、新規就農者等の参入を促すには、下限面積をできるだけ低くすることが重要ですが、新規就農者が、必ずしも農業をしっかりとやっていただける保障はどこにもありません。

つまり、下限面積を低くすることは、新たに農業をする人が増えると同時に、農地を荒廃させる人が増える可能性も含んでおります。

そこで、農地を持たず、これから農業をしたいと考えている人たちには、まず、農地を借りて耕作するようにアドバイスをしております。下限面積を低くすることについては、農業委員会でも指摘があるように、メリット・デメリットもありますので、非常に難しい問題だと思います。

もう1点の質問について、山梨県ではまだ事例がありませんが、空き家バンクに登録された空き家を購入する場合、附随する農地を取得する際に下限面積を1アールまで引き下げ、遊休農地の解消につなげている市町村があります。

空き家に附随した農地で、農業委員会が判断し、指定公示した農地に限りませんが、条件を満たすことで農地の取得が可能になります。転用など、不動産登記目的での取得を防ぐため、5年以上継続して居住、耕作する必要がある、その旨の誓約書の提出などの条件を付けているよう

です。

本町においても、遊休農地の解消に向けて検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（望月將名君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

8番、仲亀佳定議員。

○8番議員（仲亀佳定君）

町長のお答えをいただきましたが、借地等の耕作もありますし、利用権設定等もあるわけですが、この利用権設定は非常に難しい問題があるわけでございます。

ますます農地が荒れていくということで、今後、農業委員会と行政側で協議をしていただき、特例法等が実施可能であれば、そのへんの考え方を町長からお聞きしたいと思います。

もう1つは、空き家に附随した農地ということで、これは非常に画期的な考えではないかなと思います。農地の取得が可能になるということについては、農業委員会での厳しいチェックが必要かと思いますが、こういう形でいけば南部町の農地が再生利用でき、空き家も確かに増えてくると思います。

これについては非常にいいお答えでありましたので、私もある程度は歓迎したいと思います。

ただ、農地法の3条申請につきましては、ほとんどが町農業委員会で処理できると思いますので、再度、町長にお聞きしたいと思います。

○議長（望月將名君）

8番、仲亀佳定議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

ただいまの仲亀議員のご質問ですが、先ほど言いましたように、農地所有面積の規制緩和の点については、農地法としての国の基準があり、そう簡単にはいかないと思いますが、先ほど言いました、例えば特例、町としても農業委員会等で協議し、これから検討してまいりたいと思います。

それから、空き家バンクに附随する農地の取得については、まだ山梨県内では事例がなく、聞くところによりますと、いろいろな条件および制約があるということなので、こちらも県と協議をしながら、なるべく早い時期に農業委員会で審議して、それを上申したいと思います。

以上です。

○議長（望月將名君）

町長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

8番、仲亀佳定議員。

○8番議員（仲亀佳定君）

町長からお答えをいただいたわけですが、確かに非常に難しい問題だと思います。

私の考えを申し上げさせていただくわけですが、難しいからといって先送りするのではなく、できるだけ早い時期の実現に向けて進んでいただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（望月將名君）

これで、仲亀佳定議員の一般質問を終了いたします。

次に、4番、小泉昇一議員の質問を許します。

小泉昇一議員の質問は2問あります。

まず、1番目の質問を求めます。

4番、小泉昇一議員。

○4番議員（小泉昇一君）

まずは、私が6月の一般質問の中で、合併してからの南部町の立て看板、環境整備について
の予算を計上されたことに対してあらためて感謝し、質問に入っていきたいと思います。

1番目の質問としまして、木質バイオマスガス化発電事業の経過状況について質問します。

私たちは、今年3月、一部の行政職員とともに、株式会社長大・株式会社日本トランクバスター・日本化学機械製造株式会社から、木質バイオマスガス化発電事業の企画についてのプレゼンテーションを受けました。

森林資源を活用したバイオマス発電事業のモデルケースの説明から、5千キロワットのプラントをモデルとした、町内の森林間伐材を利用しての燃料供給イメージを中心とした内容提示でありました。

具体的には、①豊富な森林資源が存在することから、それを有効に生かされる資源活用面での利点、②森林面積が広いことから、間伐材を整理し、未利用材の利用促進を図る中での、再生可能エネルギーの地産地消につながる産業面での利点、③町民に安心・安全なエネルギーの供給ができ、バイオマス燃料への確保ができる活用面での利点、④荒廃しつつある森林の適正な管理と保全が保たれ、さらには多少なりとも雇用の促進ができる経済効果と雇用拡大面での利点。

その中で、おのおのが慎重・真剣な質問を発言し、今後の南部町の発展と将来に希望と期待が持て、人口減少にも若干なりとも歯止めができ、前途に我が町の今後が垣間見えた、内容の濃いプレゼンであったと聞き入りました。

しかし、当初は4月1日より調査開始を実施するとのことでしたが、それから9カ月近くが経過しただけで、その後の報告も受けていません。多くの条件ハードルをクリアできないという声も聞こえる中で、一抹の不安さえ感じます。

そこで、今現在、把握している限りの全ての状況・報告を受けたいと思います。また、今後の基本的な考えをお聞かせください。

○議長（望月將名君）

4番、小泉昇一議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

ちょうどタイムリーな質問ですから、しっかりとお答えいたします。

平成29年3月14日に発表させていただいた、木質バイオマスガス化発電事業計画について、現在の進捗状況を報告させていただきます。

当事業の利点については、プレゼンテーションの際に説明があったとおりで、現在のところ

変更はございませんが、ご指摘のとおり、何点かクリアしなければならない問題点がございます。

まず1点目は、東京電力の受け入れ電力の空き状況についてです。

受け入れ電力については、各地域で容量が決まっておりますが、近年、太陽光発電等の発電事業者が全国的に増え、各地域の受け入れ電力をほぼ全て押さえてしまっているのが現状でした。

南部町についても例外ではなく、現在、空きがない状況にあります。

こうした状況を改善するために、平成29年4月1日より固定価格買取制度、通常「FIT法」が改正され、電力会社との系統接続に関する契約が、施行日までに締結されなかった案件については、原則認定が失効される予定でありました。

しかし、今現在、東電発表の「空容量マッピング」では、山梨県全域で空き容量がないのが現状でした。経済産業省も、平成29年4月22日付けで、FIT法改正に伴い認定が失効すれば、空き容量が見込まれると発表していましたが、その見込み量に値する空き容量は、今のところない状況であります。

さて、このような中、当事業の現在の進捗状況であります。平成29年10月17日付で、東電に対し接続検討申込書を提出し、空き容量の確保について、平成30年1月9日に回答をいただける予定となっており、こちらを待っているところでありましたが、つい先日、11月30日に東電より、当地域に800キロワットの空きが確保されたという連絡がありました。正式には、1月9日の回答で示されることになっておりますので、この回答がされ次第、諸手続きをしていく予定です。

スポーツセンターへ併設する発電事業計画は、発電能力500キロワットで進めており、空き容量が確保できなければ稼働自体ができない状況にありましたが、これで電力の受け入れを確保することができ、1つ課題をクリアすることができます。

次に、建設予定地の、アルカディア町有地内にある河川区域の使用許可申請の進捗状況です。

建設予定地の一部が、河川区域内に位置する可能性があることが、文献調査により判明したため、4月27日に国土交通省と河川区域境界線の確認をし、今後の建設計画を協議しました。

その結果、構造物の設置方針として、発電プラントおよび土留め工等の構造物は河川区域外へ施工し、プラントへの資材搬入出用の道路は、必要に応じて区域内への設置を検討することで合意いたしました。

今後は、最終的な建設予定地の造成計画を立案し、河川使用許可申請を提出していく予定であります。

また、その他、今後必要となる許認可関係については、建築確認申請、環境基準等の土木建築工事の施工計画、再生可能エネルギー発電事業計画認定申請、再生可能エネルギー発電事業における燃料調達および仕様計画書申請等、多くの手続きがございますが、いずれ空き容量確保の問題が解決し、事業計画および事業収支が成立したあとに、順次進めていく予定であります。

次に、燃料となる間伐未利用材の安定確保についてです。

500キロワットプラントを稼働させた場合、1日に10立方メートル程度が必要量になります。現在、森林組合、国有林、県有林と、必要量が確保できるよう協議を進めております。

まず、森林組合ですが、現在1日に4立方メートルほどが製材できない未利用材としてチッ

ブ等になり、出ております。組合に対しては、この未利用材の提供について協議中です。

次に、国有林についてですが、過日11月16日に、東京で国有林所在市町村長有志協議会が開催され、その席で群馬県上野村の事例を聞いてまいりました。上野村でもバイオマス発電事業を行っており、燃料の確保として、国有林と協定を結び、間伐材を譲っていただいているとのことでした。

そのことについて、早速調査したところ、国有林システム販売という制度があり、こちらを利用しているようでした。この制度は、通常、入札によって売買されているものですが、国有林と村が協定を結ぶことにより、安定供給していただいているとのことでした。

南部町でも同じような形で協定を結んでいただけるようお願いをして、現在、回答を待っているところであります。

ちなみに、昨年までの南部町の国有林における1年間の販売量は600立方メートルあったそうですが、必要量に応じて増やすことも可能だということでした。

また、県有林においても同様に、システム販売を実施しているそうですので、こちらも同時に協議を進めていこうと考えております。

これらの課題点を解決し、南部町の豊富な森林資源の活用につなげられるよう、引き続き協議を続けてまいります。

また、今後の進捗状況については、定期的にご報告をしていこうと考えております。

バイオマス発電事業関連については以上でございますが、森林資源活用に関連して、1つニュースがございます。

先ほどの中でもお話をいたしました、平成24年10月より、東京都港区と協定を結んでおりますみなとモデル事業ですが、先日、登録業者であります株式会社キーテックから、南部町産材の使用の申し出がありました。キーテックは、大型建築物の身体となるLVLや合板、インテリア系の化粧板等を製造している会社です。どんな施設のどの部分に使われるかなど、詳細についてはまだ知らされておきませんが、これを機に、東京オリンピックの建設ラッシュ等に使用されれば、こちらも森林資源が活用されるとともに、南部町産材のPRになるかと思っておりますのでお知らせしておきます。

以上です。

○議長（望月将名君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

4番、小泉昇一議員。

○4番議員（小泉昇一君）

ただいま、具体的な説明と経過報告をしていただきました。

また、今後の経過についても、的確に分かりやすく説明していくというお約束もしていただきました。

しかし、私が今回のプレゼンテーションを受けて問題視したいのは、一昨年9月と、その前の議会で、先輩議員がバイオマスガス化発電事業を取り入れたらという一般質問をする中で、南部町でもそれなりの調査研究をしてきたと思います。

そして、町長が言いましたように、FIT法が施行されたのが2年前です。そして新たに日本列島、北海道から九州まで太陽光発電が非常に普及し、需要があるという中で、4月1日に

改正されたということで、1カ月前の段階でプレゼンを受けたわけです。

長大がプレゼンを開催するにあたっては、行政側にそれなりのプランニングを示したと思われます。そのへんのプランニングの中で、行政側としても、そのF I T法のことを含めた質問を、長大に対してなぜ投げ掛けなかったのかということ、再度質問します。

○議長（望月將名君）

4番、小泉昇一議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

空き容量がないことはすでに把握しており、F I T法改正の情報も知っておりました。空くという見込みで計画を進めていたことと、仮に空きがなくても、塩沢326号柱までの34メートルの引き込み線工事の工事費と高圧の増設工事費を負担すれば、負担額により必要量を確保できるということも承知していましたので、ここまで進めてまいりました。

しかし、後者の場合、数億円の高額な負担金が発生するため、今回の29年10月以降の空き容量情報を期待して待っていたというところです。

前者の場合でも負担額が発生しますが、増設工事ではありませんので、そこまでは高額ではありません。

先日、東電から、当事業必要量の800キロワットを確保することができ、工事負担額の概算が1,900万円という回答をいただきました。

この負担額については想定内のことでしたので、この負担金については、先方の株式会社長大が引き受けてくれます。

この決定により、今後、速やかに発電事業を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（望月將名君）

町長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

4番、小泉昇一議員。

○4番議員（小泉昇一君）

十分理解できる答弁をいただきました。

もう1つ、付け加えて質問をしたいのは、せっかく800キロワットの空き容量ができたということの中で、今後の計画として、やはり500キロワットという規模が小さい発電能力よりも、もっと売電を含めた、町の財政にうるおいが出るような考えがあるのかどうかについて伺います。

○議長（望月將名君）

4番、小泉昇一議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

ただいまのご質問であります、当初は500キロワットということでありまして、そのた

めには相当な材も必要になりますから、徐々にそれをいい方向に持っていければ、800キロワットまで増やすという形で先方も考えておりますので、その結果は十分持っております。

以上です。

○議長（望月將名君）

これで、1番目の質問を終了いたします。

次に、2番目の質問を求めます。

4番、小泉昇一議員。

○4番議員（小泉昇一君）

2番目の、町内に13カ所指定されている投票所施設の配慮について質問します。

南部町も言うに及ばず、これからも増える可能性を否定できない高齢化社会の現状でありますが、私たちの町は、肢体不自由な方を含め、弱者を考慮したまちづくりを積極的に進めております。

先の衆議院選挙、最高裁判所裁判官国民審査の投票に見られるように、南部町においても、期日前投票が多かった要因の1つは、自宅から遠くてもバリアフリーが充実しているからと、それぞれの有権者は発言しています。

今後、予定されるであろう選挙の投票所対策の「目配り・気配り・思いやり」として、町内13カ所の投票施設に指定されている投票所に、室内歩行器の常備を施すことや、膝を上げるのに不自由な人のために、スロープのない施設には、苦勞せず出入りできる環境づくりが必要であると思います。

町長の考えを伺います。

○議長（望月將名君）

4番、小泉昇一議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは、小泉議員のご質問にお答えいたします。

公職選挙法において、市町村の区域を基準として投票区を設定することになっており、必要があるときは、いくつかの投票区に分けることができる規定となっております。

この投票区の設定は、地域が散在する本町においては、選挙人の投票所までの距離等を考え、投票所に来所されるまでに負担にならないように設定しており、合併前から変わりはなく、現在、南部町内の投票所は南部地区に7カ所、富沢地区に6カ所、計13カ所を設けています。

本町では、投票所として、地域公民館を6カ所、地域集会施設等を4カ所、公共施設3カ所を借用し、使用しています。

このうち、段差がなく、バリアフリー化されているのは、男女共同参画推進センター、町の活性化センター、万沢支所と南部町公民館南部分館の4カ所であります。その他の9施設は玄関等に段差があり、履物の履き替えが必要になりますが、歩行が困難な選挙人に対しては、必要に応じて人的な介助を行っています。

また、公職選挙法第48条の2第1項に規定される期日前投票制度の対象者として、疾病・負傷・妊娠・老衰、もしくは体の障害のため歩行が困難な状態な方は、期日前投票の対象者となっております。

期日前投票所である活性化センターと分庁舎はともにバリアフリー化され、車いすを備え、歩行困難な方も負担が少なく投票ができています。

投票所のバリアフリー化ですが、先ほど申しましたように、公共機関である4カ所はバリアフリー化ができておりますが、その他の9カ所については段差等があり、人的な介助で対応している状況であります。

町でも、投票機会の確保や快適な投票所環境づくりには力を注いでいきたいとは思っていますが、投票所は地域公民館等を借用していることもあり、投票所としての考え方だけで整備を進めることはできませんし、整備費用もかかるため、今後は、公民館の使用状況なども含めて、施設管理者と協議・検討をしたいと思います。

また、車いす・杖・歩行器、段差解消用のスロープ等の使用については、施設の形状等も影響しますので、それらを確認しながら、必要な施設にはレンタル等での対応も含めて考えていきたいと思います。

しかしながら、今後も投票所においては、歩行困難などの方が投票に来た場合は、積極的に職員が介助し、投票が負担なくできるようにしたいと考えております。

また、先ほど申しましたように、期日前投票所の町活性化センターと分庁舎はバリアフリー化され、歩行困難な方も投票の負担が軽減されると思いますので、こちらに出向いての投票が可能であれば、有効にご利用いただければと思います。

以上です。

○議長（望月將名君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

4番、小泉昇一議員。

○4番議員（小泉昇一君）

今後、施設管理者と協議をしていくということですが、13カ所に指定されている投票所を、私も見てまいりました。その中で徳間という山奥の集落の投票所は、地域住民の力で入口にコンクリートで傾斜を付けて、非常に利用しやすいところもありました。

しかし、残念ながら、柳島や向田、楮根、十島においては、非常に高いところでは20センチも25センチもあるような玄関までの間口でした。

現物支給でも構いませんから、そういう施設に対しては、傾斜を付けて穏やかに上り下りできるような、入口だけでも、せめてそんな施しをしていただければありがたいなと思っておりますが、そのへんはどうでしょうか。

○議長（望月將名君）

4番、小泉昇一議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは、小泉議員のご質問にお答えいたします。

まず、入口のスロープについてはレンタルのスロープでの対応も検討しますが、屋外の段差解消については構造にもよりますが、建設課の環境整備デーでの生コン支給でも対応はできます。

また、建物内のスロープ・手すり・踏み台の取り付け等については、社会教育施設等補助金
が使用でき、今までにそれを利用して整備した区もあります。

すでに地区の予算で建物内を整備したところもあるため、投票所に指定されているという理
由から、全額町の予算で整備することは検討課題だと考えます。

今後、該当公民館等の管理者と整備の考えや予算面について、協議をしていければと思いま
す。

以上でお答えといたしますが、年間、投票所としての使用は多くても4日程度、それ以外、
通常においては地域が利用する施設でありますので、地域がバリアフリー化の考えがあるか等
を協議する必要があります。

また、すでに地域の予算で行っているところもありますので、投票所になっているからと
いって、全額町の予算でということは難しいのではないかと思います。

以上です。

○議長（望月將名君）

町長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

4番、小泉昇一議員。

○4番議員（小泉昇一君）

非常に期待の持てる答弁をいただきましたので、以上で、私の質問を終わります。

○議長（望月將名君）

以上で、小泉昇一議員の一般質問を終了いたします。

次に、11番、望月藤一議員の質問を許します。

11番、望月藤一議員。

○11番議員（望月藤一君）

私たちは、今までに経験したことのない、急速な高齢化の生活環境に置かれながらの昨今で
あります。

そうした中で、高齢者の食の安心について伺います。

冬の日差しに点在する里の家並みは、静かに時を刻んでいますが、ここに住する人が知恵を
出し、変転目まぐるしく移り行く中に対応しながら、一流の田舎町、住んで良かった町、住ん
でみたい町として誇りの持てるまちづくりに、多面にわたり行政はもとより、町民が一丸と
なって取り組んでいるところであることは申すまでもなく、敬意を表するところです。

その一面で、福祉による長寿の町を目指しての政策を、官民一体となって向上に努めてきた
ことは、町民から高い評価を受けています。

その中で、1人暮らしの高齢者家庭への配食は、他町に先駆けて20年前から金曜日・土曜
日・日曜日・祭日を除き、調理・配食はボランティアの協力により実施されてきました。

私も手伝いをさせていただいているところでありますが、現在、1食のみであります、1日
平均56人に届けられ、食の安心が図られております。

今、高齢者の生活環境は、真綿で締められるような厳しさの中で、これからの先行きを家族
で考え、高齢者同士では不安感だけの話題も多く、年を追うごとに老夫婦だけ、あるいは息子、
または娘と老人の2人世帯の生活環境で、町の配食を受けたいが対象外。民間の配食業者を求
めても、どこでも断られる。戸惑っている方々、認知症などになり、どうすることもできない

方、買い物弱者、農産物の自給率低下のひずみ等々。ある人は、1人暮らしの状態で町の配食を受けることができるなら、私が町外に住所を移せば配食を取れるようになると考えている人、支度することがつらいので1日2食にしてしまう方、こんな会話を耳にしたこともございます。

「おじいさん、買い置きもないので、有り合わせで我慢してくれ。明日は息子が来てくれるといいがな」と、「給食でもあれば助かるのに」、「若いころなら遠くへ行けたけれども、年を重ねるとどうにもならないし、おじいさんの運転も危ないし、困ったものだ」「物売りも、ここには来ないし」と、ある日の高齢者夫婦の会話が聞こえて、今も私の耳に残っているところでもあります。

冷蔵庫に、買いためたものが腐敗状態で管理しきれない方も、いずれも食の安心は健康維持の上、必要不可欠であることは申すまでもないことであります。

誰もが認識していることであり、生きるための食の確保は、自己の責において生活を営んでいます。求めたくても求められない高齢者の今、食事の負担を若者たちに負わせたくない家庭もあり、食の安心環境の整備は、これからますます進む高齢化の中においては必要と考えます。高齢者のための食として採食提供を行い、健康な長寿者の営む身近な生活環境づくりが医療費の削減の一因ともなり、健康長寿の町として高齢化と並行した対策が必要と考えるが、現在の配食適用範囲の拡充を考える予定はないのか、町長に伺います。

私も皆さんもいずれ行く道であると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（望月将名君）

11番、望月藤一議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

望月議員の、「私も皆さんもいずれ行く道であると思う」ということですが、私もその中の1人であるから、非常に切実な問題になろうかと思えます。

配食サービスは、食事が不規則で栄養も偏りがちになる虚弱な高齢者等に対して、栄養の補給と規則正しくぬくもりのある食事を提供し、生活の質の確保と自立を図り、安否確認も併せて行うことを目的として、平成8年より社会福祉協議会へ委託し、行っております。

配食サービスを利用することができる対象者は、おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯およびこれに準ずる世帯、ならびに障害を有する者であって、食事づくりが困難な者となっております。

望月議員のご質問であります。現在の配食適用範囲の拡充を考える予定があるかないかといいますと、人的な確保から考えますと、難しいことであるなと思っております。

配食サービス事業は、実施要綱に基づいて行われていますが、基準に該当している対象者への対応は、民生委員やケアマネジャーの協力もあり、おおむねできていると思われます。

利用対象者の基準範囲を広めての補助について、拡充することが難しいという理由ですが、基準範囲を拡充した場合には、設備面の広さに加え、ボランティアで賄っている人材面でも厳しいと思われます。

アルファセンター内の調理場で最大つくれる食数は約70食で、現在、1日平均約60食を利用者に配食しております。

利用対象者の基準を広げた場合、70食を超える可能性があり、今後、実際に必要とする人

に配食されない可能性が出てまいります。

また、食数が増えれば、調理ボランティアの人数もさらに増やさなければ対応しきれない状況にあります。

なお、利用対象者の基準には該当しないが、配食を必要としている方には、町内の民間事業者に配食サービスのものを展開していただこうと、商工会を通じて、打診しているところです。

いずれの形で事業展開できれば、全て実費ではありますが、利用希望者に対して対応が可能かなと思います。

以上です。

○議長（望月將名君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

11番、望月藤一議員。

○11番議員（望月藤一君）

非常に抜本的な対策も検討されているということで、お返事をいただきました。

先進的行政サービスが実施されて20年、生活環境は大きく変わり、右肩上がりの高齢化へ対応しなければならないと考えるが、そうした中で配食適用範囲の拡充についての回答は、ごもっともなことでありますが、配食を届ける日が月曜・火曜・水曜・木曜であります。これを1日延ばして、金曜日までの実施については、検討の余地があるのではないのでしょうか。

対象者は1日でも多くと、要望しているところであります。

また、一面で対象外とされているが、親子2人世帯で、子どもは生活のために外に働きに、親を案じながら、食の確保のためにレトルト食品を買い与え、不便なことは分かっているが、1週間か2週間に一度、帰宅するという苦肉の策を講じている家庭があります。

どうか、そのへんもお含みをいただいて、拡充の検討をされたいと思います。

それから、先ほど商工会への委託の件がありました。非常に抜本的な対策ではないかと考えておりますので、早期実現をしていただきたいと思います。

食の確保は、それぞれの責において、自己負担することが現実的であることは承知しているが、民間業者へ依頼するときは、価格・栄養のバランス・宅配など、配食サービス事業と同様に、行政が積極的に関わる考えはあるか否かをお伺いします。

○議長（望月將名君）

11番、望月藤一議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

先ほど、人的な問題という話をしましたが、木曜日までの実施につきましては、配食サービス事業を社会福祉協議会に委託しておりますが、金曜日は、多くの職員で対応する各種団体の県内外の研修や会議・総会等に充てておりますので、人的面で職員対応等が現状ではなかなか困難な状況であります。

今後、さらに高齢化が進む中で、利用者のニーズにできるだけ対応できるよう、これからいろいろな方面から検討していきたいと考えております。

それから、先ほど申しましたように、町民の民間業者への件であります。現在、事業展開に向け、商工会を通して打診中ですので、具体的には申し上げられませんが、価格、利用される方も事業者も両者が了承し、長く継続できる考え方で、栄養バランス等も考慮していただくようお願いをしたいと考えております。

以上です。

○議長（望月將名君）

町長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

11番、望月藤一議員。

○11番議員（望月藤一君）

公的機関以外の対策ということで、早期に実現をしていただきたいと思っております。

そうした中で、参考までに申し上げますが、75歳以上の者を含む世帯で、現在251世帯の人たちがそうしたものを待っている、多くの方がいるということをお含みいただきたいなと思っております。

これは答弁はいりませんが、今後、私たちの複雑な地域環境を考えると、非常に抜本的で早期な対策が必要だと思います。地域環境と生活環境間にある中に住する食の安心、対策内容の充実、これらを期待しまして、質問を終わります。

○議長（望月將名君）

これで、望月藤一議員の一般質問を終了いたします。

以上で、一般質問を終結いたします。

○議長（望月將名君）

日程第6 提出議題の報告ですが、お手元に配布してありますので、提出議題の朗読を省略させていただきます。

○議長（望月將名君）

日程第7 報告第8号 専決処分した事件の承認について（平成29年度南部町一般会計補正予算（第3号））

議案第43号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第44号 南部町長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例の制定について

議案第45号 南部町教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第46号 南部町職員給与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第47号 南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第48号 南部町地域包括支援センターの職員に係る基準及び職員の員数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第49号 南部町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第50号 南部町小規模水道給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第51号 峡南衛生組合への加入について

議案第 5 2 号 南部町環境センターの業務の一部を峡南衛生組合で共同処理することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第 5 3 号 峡南衛生組合へ加入することに伴う財産の処分について

議案第 5 4 号 南部町山水徳間の里の指定管理者の指定について

議案第 5 5 号 町道の路線変更について

議案第 5 6 号 平成 2 9 年度南部町一般会計補正予算（第 4 号）

議案第 5 7 号 平成 2 9 年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 5 8 号 平成 2 9 年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 5 9 号 平成 2 9 年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 6 0 号 平成 2 9 年度南部町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 6 1 号 平成 2 9 年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

以上、20 件について、会議規則第 3 7 条の規定により、一括して議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは、本定例議会にご提案させていただいた議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

お手元の議案集にありますように、本定例会への提出議案は、専決処分の報告 1 件、条例の一部改正案が 8 件、峡南衛生組合への加入が 1 件、それに伴う関係条例の整備が 1 件、および財産の処分が 1 件、指定管理者の指定が 1 件、町道路線変更が 1 件、補正予算が 6 件で、合計 20 件であります。

はじめに、議案集 1 ページ、報告第 8 号 専決した事件の承認を求める件について、提案理由を説明いたします。

専決処分した平成 2 9 年度南部町一般会計補正予算は、衆議院の解散に伴い、選挙を実施するための経費を補正したもので、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法の規定に基づき、専決処分したことについて報告し、承認を求めるものです。

次に、3 ページ、議案第 4 3 号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、9 ページ、議案第 4 6 号 南部町職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてまでの 4 件は、人事院の給与勧告、ならびに山梨県人事委員会給与勧告にかんがみ、議員・町長および教育長の手当と職員給与について、同様の措置を講じることとしたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

続きまして、26 ページ、議案第 4 7 号 南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地域ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行による介護保険法の一部改正に伴い、南部町介護保険条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

次に、28 ページ、議案第 4 8 号 南部町地域包括支援センターの職員に係る基準及び職員の員数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。介護保険法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

30 ページ、議案第 4 9 号 南部町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について、

および32ページ、議案第50号 南部町小規模水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてであります。水道事業の健全な経営基盤の強化推進と安全な水道水を安定して供給するために、早急かつ計画的に行う必要がある耐震化整備と、老朽化が著しい水道施設の更新に必要な財源を確保するため、給水料金体系を見直すこととしたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

次に、34ページ、議案第51号 峡南衛生組合への加入についてであります。平成30年4月1日から峡南衛生組合へ加入し、これまで町が単独で処理してきた、し尿処理事業、火葬事業およびごみ処理事業を共同処理すること、および効率的なごみ処理を広域的に行うために山梨県が策定した、ごみ処理広域化計画に基づく圏域に移行するためであります。

37ページ、議案第52号 南部町環境センターの業務の一部を峡南衛生組合で共同処理することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。平成30年4月1日から南部町環境センターの業務の一部を峡南衛生組合と共同処理することに伴い、関係条例の一部を改正および廃止する必要性が生じたためであります。

40ページ、議案第53号 峡南衛生組合へ加入することに伴う財産の処分についてであります。平成30年4月1日に峡南衛生組合に加入することに伴い、財産の一部を峡南衛生組合に帰属させるため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものです。

次に、42ページ、議案第54号 南部町山水徳間の里の指定管理者の指定についてであります。山水徳間の里の管理運営を行わせる指定管理候補者が決定し、協議が整ったことから、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものです。

44ページ、議案第55号 町道の路線変更についてであります。中部横断自動車道に係る施設の建設により、町道の終点が変更されることに伴い路線の変更をするもので、道路法の規定により議会の議決を求めるものです。

続きまして、議案第56号から第61号は、一般会計および特別会計の補正予算であります。

議案第56号 平成29年度南部町一般会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ5,133万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を57億1,838万8千円とするものであります。

補正予算の主な内容につきましては、給与改定に伴う人件費や水路改良工事、道の駅なんぶに設置する騎馬像作成業務委託料、島尻スポーツ広場整備事業費などを計上しました。

歳入では、国庫および県支出金、財産収入、繰越金を充当し、収支の均衡を図っております。

次に、議案第57号 平成29年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算から議案第61号 平成29年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算までの特別会計5件につきましては、それぞれの会計において、給与改定に伴う人件費や事業量の変更に伴う予算を計上しました。

以上が本定例会に提案させていただきました議案の説明ですが、詳細な説明につきましては担当課長に説明させますので、よろしくご審議をいただき、議決を賜りますようお願い申し上げます。私からの提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（望月将名君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、担当課長の補足説明を求めます。

まず、報告第8号、議案第53号および議案第54号ならびに議案第56号から議案第61号について、青木財政課長。

○財政課長（青木司君）

（補足の説明・省略）

○議長（望月將名君）

次に、議案第４３号から議案第４６号について、望月総務課長。

○総務課長（望月哲也君）

（補足の説明・省略）

○議長（望月將名君）

次に、議案第４７号および議案第４８号について、遠藤福祉保健課長。

○福祉保健課長（兼）地域包括支援センター所長（遠藤良彦君）

（補足の説明・省略）

○議長（望月將名君）

次に、議案第４９号および議案第５０号について、小池水道環境課長。

○水道環境課長（小池治男君）

（補足の説明・省略）

○議長（望月將名君）

次に、議案第５１号および議案第５２号について、新井環境センター所長。

○環境センター所長（新井稔君）

（補足の説明・省略）

○議長（望月將名君）

次に、議案第５５号について、若林建設課長。

○建設課長（若林邦治君）

（補足の説明・省略）

○議長（望月將名君）

以上で、担当課長の補足説明を終わります。

○議長（望月將名君）

日程第８ ただいま議題となっております案件のうち、報告第８号の専決処分した事件の承認について（平成２９年度南部町一般会計補正予算（第３号））については、町長から本日、先議されたい旨の申し出がありました。

よって、本日、先議いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、報告第８号については、本日、先議することに決定いたしました。

報告第８号 専決処分した事件の承認について（平成２９年度南部町一般会計補正予算（第３号））についてを議題といたします。

別冊の平成２９年度南部町一般会計補正予算（第３号）をご用意ください。

事項別明細書により、質疑を行います。

７ページと１１ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

６番、市川強議員。

○6番議員（市川強君）

11ページの報酬に、投票立会人および開票管理者等報酬とありますが、今回、町民の方から募集して一般の人が投票立会人になったと思いますが、何人ぐらいいて、報酬はどのくらいだったのか聞かせてください。

○議長（望月將名君）

望月総務課長。

○総務課長（望月哲也君）

今回、5月過ぎに、期日前の投票立会人を募集しまして、はっきりした数字は分かりませんが、20名ほどだったと思います。1日の報酬は、1人当たり9,500円です。

以上です。

○議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

報告第8号 専決処分した事件の承認について（平成29年度南部町一般会計補正予算（第3号））については、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、報告第8号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、明後日14日、木曜日には、本会議2日目、現地視察を行います。

午前9時開議となりますので、議員の皆さまは、午前8時45分までに控え室にご参集くださるようよろしくお願い申し上げます

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

議員の皆さまは、控え室にお集まりください。

散会 午後 2時51分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成29年12月12日

南部町議会議長

望 月 將 名

会議録署名議員

森 田 守

会議録署名議員

堀之内 可 和

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

小 倉 弘 規

平成 2 9 年

南部町議会第 4 回定例会会議録

1 2 月 1 4 日

平成29年南部町議会第4回定例会（第2日目）

議事日程（第2号）

平成29年12月14日
午前9時00分開議
於 議 場

1. 議長あいさつ
2. 開議
3. 日程報告

日 程 第 1 会議録署名議員の指名

日 程 第 2 現地視察

4. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1 番	高 橋 茂 広	2 番	若 林 良 一
3 番	望 月 光 彦	4 番	小 泉 昇 一
5 番	若 林 一 明	6 番	市 川 強
7 番	遠 藤 光 宣	8 番	仲 亀 佳 定
9 番	森 田 守	10 番	堀 之 内 可 和
11 番	望 月 藤 一	12 番	望 月 將 名

5. 欠席議員（ な し ）

6. 会議録署名議員

11 番 望 月 藤 一

1 番 高 橋 茂 広

7. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名（2名）

企 画 課 長 望 月 一 弥 環境センター所長 新 井 稔

8. 職務のために議場に出席した者の職氏名（1名）

議 会 事 務 局 長 小 倉 弘 規

開議 午前 9時00分

○議長（望月將名君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成29年南部町議会第4回定例会、2日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、平成29年南部町議会第4回定例会、2日目の会議は成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

○議長（望月將名君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、11番 望月藤一議員および1番 高橋茂広議員の両名を指名いたします。

○議長（望月將名君）

日程第2 ただいまから、現地視察を実施いたします。

本日の視察場所は、お手元に配布しました現地視察日程表のとおりであります。

ただちに現地に向かいますので、準備をお願いいたします。

《現地視察》

○議長（望月將名君）

現地視察が終了いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の本会議は、明日15日、金曜日、午前9時30分より、3日目を開きます。

議員の皆さまは、午前9時までに控え室へご参集くださるようよろしくお願い申し上げます。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

議員の皆さまは、控え室にお集まりください。

散会 午後 2時11分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成29年12月14日

南部町議会議長

望 月 將 名

会議録署名議員

望 月 藤 一

会議録署名議員

高 橋 茂 広

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

小 倉 弘 規

平成 2 9 年

南部町議会第 4 回定例会会議録

1 2 月 1 5 日

平成29年南部町議会第4回定例会（第3日目）

議事日程（第3号）

平成29年12月15日
午前9時30分開議
於 議 場

1. 議長あいさつ
2. 開議
3. 日程報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 提出議案に対する質疑・討論・採決

議案第43号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第44号 南部町長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例の制定について

議案第45号 南部町教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第46号 南部町職員給与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第47号 南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第48号 南部町地域包括支援センターの職員に係る基準及び職員の員数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第49号 南部町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第50号 南部町小規模水道給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第51号 峡南衛生組合への加入について

議案第52号 南部町環境センターの業務の一部を峡南衛生組合で共同処理することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第53号 峡南衛生組合へ加入することに伴う財産の処分について

議案第54号 南部町山水徳間の里の指定管理者の指定について

議案第55号 町道の路線変更について

議案第56号 平成29年度南部町一般会計補正予算（第4号）

議案第57号 平成29年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第58号 平成29年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第2号）

議案第59号 平成29年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第60号 平成29年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第61号 平成29年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第3 議員派遣の件について

日程第4 閉会中の継続調査等について

4. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番	高橋茂広	2番	若林良一
3番	望月光彦	4番	小泉昇一
5番	若林一明	6番	市川 強
7番	遠藤光宣	8番	仲 亀 佳 定
9番	森 田 守	10番	堀之内可和
11番	望月藤一	12番	望月將名

5. 欠席議員（ な し ）

6. 会議録署名議員

2番	若林良一	3番	望月光彦
----	------	----	------

7. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

町 長	佐野和広	教 育 長	渡辺拓雄
代表監査委員	若林泰文	会計管理者 (兼)出納室長	古屋秀樹
総務課長	望月哲也	財政課長	青木 司
企画課長	望月一弥	税務課長	望月一希
交通防災課長	稲葉芳幸	子育て支援課長	近藤 勝
福祉保健課長 (兼)地域包括支援センター所長	遠藤良彦	住民課長	四條理恵
産業振興課長(併) 農業委員会事務局長	木内一哉	建設課長	若林邦治
水道環境課長	小池治男	環境センター所長	新井 稔
健康管理センター所長	望月 浩	デイサービスセンター所長	佐野 勝
アルファセンター所長	滝 基成	学校教育課長 (兼)学校給食共同調理場所長	市川 隆
生涯学習課長(兼)公民館・文化館 館 アレガディアスポーツセンター所長	梶原 猛	財政課課長補佐	佐野彰紀
交通防災課課長補佐	佐野武人	福祉保健課課長補佐	渡辺 基
産業振興課課長補佐	望月一臣	水道環境課課長補佐	青木正和

8. 職務のために議場に出席した者の職氏名（1名）

議会事務局長	小倉弘規
--------	------

○議長（望月將名君）

皆さん、おはようございます。

平成29年第4回定例会3日目にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、昨日の現地視察、大変ご苦労さまでした。

今期定例会に、峡南衛生組合への加入についての議案も上程されていますが、その施設状況と運営状況について、組合職員の案内により、子細にわたって確認することができました。

今、峡南地域は、少子高齢化の波に押し寄せられる中、自治事務である塵芥処理業務を広域で処理していくことは、自然の流れのようにも感じました。

また、現行の南部町環境センターの一部施設も、衛生組合南部支所として帰属する計画になっておりますので、今後の施設運営に際しては、帰属区域ごとに適切な管理が重要であると感じました。

午後からは、南部インターチェンジに隣接して整備が進められている、道の駅なんぶについて視察してまいりましたが、着々と進む工事の状況をつぶさに確認しながら、担当課と関係業者から詳細な説明を受けました。

来月には一部工事が完成を迎えますが、この事業には町民の熱い期待が寄せられていますので、その思いに応えられますよう、引き続き遺漏のない準備に取り組んでいただきたいと思います。

さて、平成29年も余すところ2週間余りとなりました。本年は、一般質問の進め方をはじめ、議会改革への取り組みや積極的に議員研修会に出席いただくなど、議会運営にご協力いただきましたことに、議長として心から感謝申し上げます。

どうか平成30年を、ご家族ともども穏やかに迎えていただけますようご祈念申し上げます。

それでは、本日が最終日になるかと思いますが、慎重な審議をお願い申し上げますとともに、円滑なる議事進行に格段のご協力をお願い申し上げます。3日目のあいさつといたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、平成29年南部町議会第4回定例会3日目の会議は成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

○議長（望月將名君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、2番 若林良一議員および3番 望月光彦議員の両名を指名いたします。

○議長（望月將名君）

日程第2 提出議案に対する質疑・討論・採決を行います。

はじめに、質疑を行います。

質疑は、議案第43号から議案第61号まで、順次行います。

最初に、議案集3ページをお開きください。

議案第43号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、議案第43号の質疑を終結いたします。

次に、議案集5ページをお開きください。

議案第44号 南部町長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、議案第44号の質疑を終結いたします。

次に、議案集7ページをお開きください。

議案第45号 南部町教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、議案第45号の質疑を終結いたします。

次に、議案集9ページをお開きください。

議案第46号 南部町職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

10番、堀之内可和議員。

○10番議員（堀之内可和君）

議案集25ページに提案理由が詳しく書いてあり、山梨県人事委員会給与勧告にかんがみとありますが、人事院で企業の給与を調査して、勧告を出しているということですが、全国および山梨県の調査した企業の数がありましたらお願いしたい。これが1点です。

2点目については、調査時期はいつか。

3点目は、これは説明があったと思いますが、給与改定率は何%か。若手は1千円ぐらい、ある程度ベテランであれば400円ぐらいという話は聞いておりますが、全体的の給与改定率がどの程度か。この3点について伺います。

○議長（望月将名君）

望月総務課長。

○総務課長（望月哲也君）

10番、堀之内議員のご質問にお答えいたします。

公務員は法律により、民間企業とは違いまして、ストライキや団体交渉ができないことになっております。

その関係から、国では人事院、県においては人事委員会が、民間事業の給与を調査して、勧告するというシステムになっており、南部町におきましては、人口が15万人未満ということで設置義務はなく、従前から他の市町村と同じように、山梨県の人事委員会の勧告に基づき、給与改定を行っているところでございます。

この勧告が増であれば給与の引き上げ、減の勧告であれば給与の引き下げ、このようなこと

になっております。

まず、山梨県の人事委員会では、50人以上の雇用規模である318事業所から、5月から8月にかけて無作為抽出で132事業所を対象に、29年4月時点での調査を行いました。

このうち116事業所からの回答があり、5,022人分の個人別給与の実態調査をしたところでございます。

国におきましては、5万7,673の事業所から、1万2,367を無作為で抽出しまして、1万777事業所から52万8,753人分の個人別の給与実態調査をしたということでございます。

これらのことによりまして、山梨県人事委員会は国と同じような勧告となったわけでございます。

この勧告によりまして、南部町の職員給料の改定をしますと、先ほど申しましたように、一般職の初任給と若年層においては1千円程度、それ以外については400円程度、平均で0.15%ほどのアップになります。その増額分は、64万9千円となります。

以上です。

○議長（望月将名君）

他に質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第46号の質疑を終結いたします。

次に、議案集26ページをお開きください。

議案第47号 南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

9番、森田守議員。

○9番議員（森田守君）

この罰則の適用について、第1号被保険者、第2号被保険者の区別がなくなるということがありますが、こういったケースが想定されますか。

また、対象となる第2号被保険者はどのくらいいるのか、お聞きます。

○議長（望月将名君）

遠藤福祉保健課長。

○福祉保健課長（兼）地域包括支援センター所長（遠藤良彦君）

9番、森田議員のご質問にお答えいたします。

どんな罰則があるかということでございますが、介護保険では、負担限度額認定制度というものがあります。要件を満たせば、特養などの施設利用、ショートステイを利用する際に支払う居住費や食費を軽減できる制度でございます。

負担限度額認定を受けられるかどうかは、所得と預貯金等から判断されますので、その預貯金の通帳や有価証券等の提示を求める場合があります。それを拒否することや虚偽の申告をした場合に、罰則の適用が考えられます。

また、40歳から64歳までの第2号被保険者数は、約2,600人です。

以上です。

○議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第47号の質疑を終結いたします。

次に、議案集28ページをお開きください。

議案第48号 南部町地域包括支援センターの職員に係る基準及び職員の員数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

9番、森田守議員。

○9番議員（森田守君）

対象となる主任ケアマネジャーは、町内におよそ何人くらいいますか。

また、5年ごとに研修を受けることとなった背景とといいますか、どんなことがあったのか、2点について伺います。

○議長（望月將名君）

遠藤福祉保健課長。

○福祉保健課長（兼）地域包括支援センター所長（遠藤良彦君）

9番、森田議員のご質問にお答えいたします。

主任ケアマネが町内に何人いるか、正確に把握しておりませんが、南部居宅、地域包括支援センター、ネオライフとみざわ、慈生園にもおります。

全てに主任ケアマネを置かなければならないという規定はございません。

第1号被保険者数によって必要となる場合があります。

研修を受けることとなった経過ですが、今までは厚生労働省令で定める研修を修了した者を主任介護支援専門員、主任ケアマネということで定義されており、これまでは研修がありませんでしたが、主任介護支援専門員として継続的な資質向上を図る必要があるということから、5年ごとの研修が決められたわけでございます。

以上です。

○議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第48号の質疑を終結いたします。

次に、議案集30ページをお開きください。

議案第49号 南部町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

10番、堀之内可和議員。

○10番議員（堀之内可和君）

水道料金の改正であります。段階ごとに10立方メートルまでいくらということに記載してありますが、標準的な一般家庭がどの分類へ入るか。そして、何戸ぐらいあるかということをお聞きしたい。

それから、もう1点につきましては、水道会計は独立採算が望ましいという話が出ておりま

すが、企業会計と違いますので、独立採算にはもっていかなくても、これは認められているということだろうと思います。

ただ、独立採算が望ましいわけですが、独立採算をする場合には、とんでもなく水道料金が上がるということでもあります。

水道については、各世帯平等に全部が引いてありますので、ある程度の予算的なものは一般会計から出ても差し支えないと私は思いますが、そのへんの見解を伺います。

○議長（望月將名君）

小池水道環境課長。

○水道環境課長（小池治男君）

10番、堀之内議員のご質問にお答えします。

最初に、段階的な料金で、平均的な一般家庭がどの分類かということですが、使用水量で一番多いのは0立方メートルから20立方メートル、全体の31%ぐらいを占めます。口径種別では、13ミリが30%ぐらいを占めます。

2番目に31立方メートルから40立方メートルまでが約11%を占め、31立方メートルの場合は25.3%、40立方メートルの場合は29.7%の値上げになります。

2点目のご質問につきましては、実際には赤字会計となっている簡易水道会計は、今のところ31年までは、企業会計は法非適用ということで移行しています。32年以降は適用を検討するという回答がございます。それに合わせて考えなければなりません。今回、一般管理費、営繕費等の維持費に耐震化等、老朽施設の更新を含めた額の改定額を考えました。

今後についてですが、建設改良費等が多額となる場合は、一般会計から法定外の繰り入れをお願いしたいと考えております。

ただし、先ほども申しましたように、中部横断道工事関係者の転出による使用水量の減少、法適用が始まりますと、再度の検討が必要であると思っています。

以上です。

○議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

10番、堀之内可和議員。

○10番議員（堀之内可和君）

これから、水道管の改修や入れ替えに、かなりの予算がかかってくることだろうと思いますが、ある程度の基金を積んでいくことは大変難しいことだろうと思いますが、そういったことを見越して、公共施設整備基金などを積んでおく必要があると思いますが、町長の見解を伺います。

○議長（望月將名君）

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

堀之内議員のおっしゃるように、今回の水道料金改定に関しては、一般の人たちにあまり負担のかからない程度の中で抑えたと。一般質問でもありましたが。

基本的には水道会計で運営をしたいのですが、そこまでいくにはなかなか時間がかかります。相当な赤字となっており、一般会計から繰り入れをしていますので、それを少しでも少なくして、他の要望等がありますから、それにそういったものを振り分けられる形に持っていき、基

金もありますので、将来的にはその中から捻出してやっていくという形になると思います。

以上です。

○議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

6番、市川強議員。

○6番議員（市川強君）

先ほどの、使用量0立方メートルから20立方メートルが31%、31立方メートルから40立方メートルが11%ということですが、水道料金は2カ月に1回の支払いになっています。これは1カ月分ですか、2カ月分ですか。

あと1点、料金が上がるということで、滞納者に対する請求はちょうど良い機会だと思えますが、それはどのように考えていますか。

○議長（望月將名君）

小池水道環境課長。

○水道環境課長（小池治男君）

6番、市川議員のご質問にお答えいたします。

先ほどのパーセントにつきましては、算出するのに2カ月ごとの料金でなければ比較ができませんので、2カ月で比較しております。

未納者につきましては、給水停止等を含めて、段階的に進めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第49号の質疑を終結いたします。

次に、議案集32ページをお開きください。

議案第50号 南部町小規模水道給水条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第50号の質疑を終結いたします。

次に、議案集34ページをお開きください。

議案第51号 峡南衛生組合への加入について、質疑はありませんか。

9番、森田守議員。

○9番議員（森田守君）

峡南衛生組合への加入につきましては、過日の全員協議会で詳しく説明があったところでありましたし、昨日の現地視察等で確認をしておりますが、提案理由には共同処理することと、最終的には、県が策定したごみ処理広域化計画に基づく圏域に移行するというところでありますが、この加入についてあらためて聞くわけですが、加入のメリットはどんなものか。

それから、し尿・火葬・ごみ処理の共同処理は、今までとどのように変わるのか。

また、現在の環境センターの職員は、全員が峡南衛生組合の職員になるのか、あるいは町の

職員になるのか、その身分等につきましてお伺いします。

○議長（望月將名君）

新井環境センター所長。

○環境センター所長（新井稔君）

9番、森田議員のご質問にお答えいたします。

まず、メリットについてですが、提案理由にもありますように、ごみ処理事業・し尿処理事業・火葬処理事業を峡南衛生組合と共同処理をしていくことによって、今後、効率的なごみ処理を広域的に行い、山梨県が策定したごみ処理計画に基づき、平成43年を目途に準備を進めている、広域的な圏域へ移行することができます。

次に、し尿処理事業・火葬処理事業・ごみ処理事業がどのように変わるかという点についてですが、し尿処理事業と火葬処理事業については、基本的に峡南衛生組合が管理となります。

火葬処理事業につきましては、葬祭業者が町へ来て申し込みをしていただいていたのですが、こちらについては、葬祭業者がインターネットを使って申し込みをすることができるようになります。

し尿処理事業については、今現在、町で許可している業者は東海環境衛生社と県南運輸ですが、使用料金が若干変更になるということでございます。ほかに変更はありません。

それから、ごみ処理についてですが、これが一番関心のあるところではないかと思いますが、基本的には現在と変わらない収集を今後も実施する予定です。

ただし、現在考えておりますのは、条例の改正の中にもありますが、可燃ごみの袋については、現在は大きいごみ袋が1つですが、小さい袋を新たに設け、販売することを考えています。それと、料金が若干変更になるということが大きな点だと思います。

次に、職員についてですが、今現在、臨時職員を含めて9名、所長が1人、事務員が1人、業務員が7名です。業務では、し尿処理担当が2名、ごみ処理担当が7名となっております。

今後は、2名が峡南衛生組合の職員、7名が南部町の職員ということで考えております。

以上です。

○議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第51号の質疑を終結いたします。

次に、議案集37ページをお開きください。

議案第52号 南部町環境センターの業務の一部を峡南衛生組合で共同処理することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、質疑はありませんか。

6番、市川強議員。

○6番議員（市川強君）

段ボールや缶はどちらに出すのか。

また、4月から可燃物の料金は、税抜き25円から税込み20円になるわけですが、ごみの袋の値段ではなく、収集の料金となりますので、その時点で店頭にある在庫については、業者にその分の負担金を出すようなことはありませんか。

○議長（望月將名君）

新井環境センター所長。

○環境センター所長（新井稔君）

6番、市川議員のご質問にお答えいたします。

まず、段ボール・缶の収集については変更ありません。

不燃物の収集につきましては、今までどおり環境センターで処理を行いますので、不燃ごみとして今後も出していただくことになります。

段ボールなどの持ち込みも、もちろん環境センターで受付をいたします。

また、水道環境課において、各地区にリサイクルボックスを置いてありますが、そちらに出していただくことも変更ありません。

それから、可燃ごみ袋については、4月1日から大きい袋は20円、小さい袋は12円になります。

ほかの袋については25円ということで、先ほど、税込みとおっしゃいましたが、手数料でするので消費税はかかっておりません。

それから、差額をどうするかということにつきましては、現在、在庫数がどれくらいあるのか調査しておりますが、それをもとに新年度予算を要求しまして、3月31日までに持っていた在庫の分については、4月以降、可燃袋だけになります。差額についてはお返しすること考えております。

以上です。

○議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

6番、市川強議員。

○6番議員（市川強君）

袋のほうですが、25円は税抜きで販売しているところがあると思います。税込みなんですね。ちょっと調べてみてもらえますか。今、税抜きで販売しているところがあると思います。25円に8%の消費税をかけた金額で販売しているところがあると思いますが、それを調べてください。後日でいいです。

先日の現地視察の説明では、小型家電とかを無償で出すことができるということですが、4月以降、こちらから直接持ち込んでよろしいのですか。

○議長（望月將名君）

新井環境センター所長。

○環境センター所長（新井稔君）

小型家電につきましては、指定袋に入るものであれば、重量だけ量らせていただきまして、今現在も引き取っております。大きいものについては、粗大ゴミということで引き取りをしております。

○6番議員（市川強君）

視察に行ったときに、袋に入らなくてもいいと言っていました。

○環境センター所長（新井稔君）

ごみ処理の部分につきましては、直営で平成30年度も行いますので変更はありません。

○6番議員（市川強君）

そうではなくて、向こうへ直接持っていったいいいということですか。

○環境センター所長（新井稔君）

もちろん、結構でございます。

○6番議員（市川強君）

その場合は、袋はいらないということですよ。

○環境センター所長（新井稔君）

袋に入っていないければ、目方を量らせていただき、料金がかかります。

○6番議員（市川強君）

南部町民は袋に入れて、身延町民は袋に入れなくていいということですね。

○環境センター所長（新井稔君）

その場合でも構いませんけれども、料金はかかるようになります。

○6番議員（市川強君）

現地視察において、所長が小型家電は無料で袋に入れなくて、コードさえあの場で切って入れてくれば、無料で引き取ると言ったんですよ。

○環境センター所長（新井稔君）

峡南衛生組合へ持っていった場合ですが、指定袋に入れていけばお金はかかりませんが、指定袋に入れていかないと料金がかかります。

○6番議員（市川強君）

合併したのに、南部町の人間は袋に入れる。身延町・早川町の人間は袋に入れなくてもそのまま出せるということになりますが、合併するのに、ちょっとおかしいんじゃないですか。

○環境センター所長（新井稔君）

先ほどから申しておりますが、今現在もごみ処理をしていただいておりますが、不燃ごみや資源ごみ、その他のごみ処理は、今後も直営でやっていくので、その扱いは峡南衛生組合とは違います。

○議長（望月將名君）

10番、堀之内可和議員。

○10番議員（堀之内可和君）

昨日、私たちが研修した中では、市川議員が言うように、持ち込みは袋へ入れずに、自由に持ち込んでくださいと。金額はかかりませんという説明でした。

だから、もう一度、峡南衛生組合へ確認をして、文書なり何なりで、議長や局長へ話をしてくればそれで済むと思いますから、報告をしてください。

向こうで言っていることと所長が言っていることが違うのでは、困るじゃないですか。持ち込みは自由ですよと言っているんだから、向こうで。金額はかかりませんと。それを私たち全員が聞いておりますから、もう一度確認をしてください。

○議長（望月將名君）

新井環境センター所長、確認をしていただき、私どもに提出していただきたいと思います。

他に質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第52号の質疑を終結いたします。

次に、議案集40ページをお開きください。

議案第53号 峡南衛生組合へ加入することに伴う財産の処分について、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、議案第53号の質疑を終結いたします。

次に、議案集42ページをお開きください。

議案第54号 南部町山水徳間の里の指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

3番、望月光彦議員。

○3番議員（望月光彦君）

先月、27日の全員協議会で質問させていただきましたが、明確に答えがいただけませんでしたので、再度質問させていただきます。

選定について、4事業所から申請があって、その中でなんぶ里山研究会に決まったということでありましたが、里山研究会に決めたポイント、魅力、プレゼンテーションでこういう魅力があってここに決めたという、明確な内容をお答えください。

○議長（望月将名君）

青木財政課長。

○財政課長（青木司君）

3番、望月議員のご質問にお答えいたします。

まず、指定管理者の選定につきましては、私どもが決めるのではなくて、選定委員会において、審査基準がございますので、それに基づいて運営の方針や事業計画書、収支計画書などの提案内容について、採点を行った結果の今回のご提案でございます。

その採点の結果によりまして、過半数の委員から最高の得点を得ましたので、得点が最も高い里山研究会を候補者としてご提案申し上げました。

選定の理由につきましては、各委員さんから直接お聞きしておりません。点数で判断するものですからお聞きしておりませんが、私たちも事務局としてその場におりましたので、感じたことをこの場でお話をさせていただきます。

まず、里山研究会は、地域住民により構成された組織でありますので、プレゼンテーションの中で、NPO法人としての実績、地域への貢献、その意欲が高いということが評価されたと感じております。

経営の健全化につきましても、「そば処ひのき」が1年間を通して安定した収入を得るために、弁当や地元の食材を使った食品の外交販売の提案がございました。

竹工房においては、これまでほとんど利用されておりましたが、竹灯籠やランプシェードの制作、販売、そのほかに町内の小学生に体験学習として無料に開放するなど、そういった提案もありました。

委員さんから評価された点につきましては、里山研究会には多くの会員さんがいらっしゃいますので、広い施設を管理する組織体制を十分備えている点も評価されたと感じております。

また、委員さんが一番感じたことだと思いますが、提案の中に繁忙期や閑散期を見極めて、適切な人員配置により運営の効率化を図り、指定管理料を低額に抑えるというご提案もありま

したので、その点が評価されたと感じております。

以上です。

○議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

1 番、高橋茂広議員。

○1 番議員（高橋茂広君）

今の説明で選定された理由は大体分かりましたが、施設を有効利用していく上で、町としてその他に何か求めるものがあるかどうか、町長に伺いたいと思います。

○議長（望月將名君）

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

まず、この間の調印式のときに私が言ったのは、今回の選定に関しては相当な僅差といいましか、最終的にはどちらになるか分からないくらいの状態でした。

ですから、それだけ他の人たちも、この施設に関しては力を入れているんだという話をしました。ですから、里山研究会が候補者となったからには、ぜひ言ったことを履行してほしいと。でない、我々は、相当厳しい目で見ますよという話をしました。

そして、あの施設をどうするか、これはもう里山研究会にお任せしますから、あちらで一生懸命やっていただく。その中で町として、何かできることがあれば、また提案があれば、それは考えながらやっていきたいなと思っています。

以上です。

○議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

2 番、若林良一議員。

○2 番議員（若林良一君）

今、説明を聞いたわけでありますが、指定管理は年数が決まっております。

今回のプレゼンで決まったことの、内容的なものは書類的に残すとか、表面的に出すということはないということですか。

それを見ることができれば、どこの業者がどれだけ頑張って、点数だとか、そういうものが分かると思いますし、もし出せないものでしたら、これから先のことを考えていく上で、こういうところを直していけば、次のプレゼンテーションのときに頑張るのではないかという意見も出ますので、もし、出せるものであるならば、報告書などを出していただけるといいかなと思いますが、町長に伺います。

○議長（望月將名君）

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

例えば、何人いまして、そこでどなたをどこどこに1 番点をあげたという、それはまず公表できません。守秘義務がありますから。

ただし、例えば仮に、A氏とした場合とか、それは可能です。A氏はこう、B氏はこうだった、総合的にはこうだという形ですね。その程度だと思います。私から言えることは、

以上です。

○議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

11番、望月藤一議員。

○11番議員（望月藤一君）

指定管理料について、ご説明を願いたいと思います。

○議長（望月將名君）

青木財政課長。

○財政課長（青木司君）

それでは、指定管理料のご説明を申し上げる前に、先ほどの若林議員のご質問に対して、補足説明をさせていただきます。

議会で議決をいただきましたら、ホームページにおいて、指定管理者名、指定期間、あるいは簡単な選定の理由について、ホームページで公開いたします。

また、それ以外について、もし細かいことが知りたいということであれば、情報公開条例がございますので、それに則って情報を公開したいと考えております。

指定管理料のご質問でございますが、里山研究会からの計画書であります。指定管理料は1年目が400万円、2年目が162万8千円、3年目が37万8千円、4年目から指定管理料はいらないということでありました。

毎年、年度協定がございますので、この計画に沿って年度協定で決定をしたいと考えております。

以上です。

○議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第54号の質疑を終結いたします。

次に、議案集44ページをお開きください。

議案第55号 町道の路線変更について、質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第55号の質疑を終結いたします。

次に、別冊の一般会計補正予算書をご用意ください。

議案第56号 平成29年度南部町一般会計補正予算（第4号）について、質疑を行います。

質疑は、全ての会計において、事項別明細書により行います。

はじめに、歳入、9ページと10ページについて、質疑はありませんか。

10番、堀之内可和議員。

○10番議員（堀之内可和君）

9ページであります。17款の寄附金、指定寄附金ということで100万円入っておりますが、これについては、最近ではふるさと納税ということが盛んに叫ばれておりますが、ふるさと納税ということの議論はなされているかどうか、そのへんをお願いします。

○議長（望月將名君）

市川学校教育課長。

○学校教育課長（兼）学校給食共同調理場所長（市川隆君）

10番、堀之内議員のご質問にお答えいたします。

寄附者より相談をいただきまして、ふるさと納税という形で受け入れることといたしました。

以上です。

○議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

10番、堀之内議員。

○10番議員（堀之内可和君）

氏名、どこの誰かということで、寄附者が了承していればの話ですが、そのへんもお願いしたいと思います。

○議長（望月將名君）

市川学校教育課長。

○学校教育課長（兼）学校給食共同調理場所長（市川隆君）

10番、堀之内議員のご質問にお答えいたします。

その件につきましては、名を明かさないでほしいと希望されておりますので、匿名扱いとさせていただきます。

以上です。

○議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

10番、堀之内可和議員。

○10番議員（堀之内可和君）

財産売払収入であります。これは万沢地区の2区画だと思いますが、面積と金額、単価をお知らせしたいと思います。

○議長（望月將名君）

望月企画課長。

○企画課長（望月一弥君）

10番、堀之内議員のご質問にお答えいたします。

富士見台分譲地の6区画に相当するところですが、面積が238.41平方メートル、72.1坪、契約金額につきましては354万円、坪単価につきましては後ほど報告いたします。

もう1区画につきましては、面積が236.30平方メートル、71.4坪、契約金額が350万9千円です。いずれも全額納入済みでございます。

以上です。

○議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、歳出に移ります。

13ページから24ページについて、質疑はありませんか。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（木内一哉君）

10番、堀之内議員のご質問にお答えいたします。

この400万円につきましては、県単土地改良事業補助金といたしまして、県が29年度として事業を採択された、皐月区の峰下水路84メートルを施工するものであります。

補助率につきましては、50%となっております。

以上です。

○議長（望月將名君）

事業効果のことについて。

望月産業振興課課長補佐。

○産業振興課課長補佐（望月一臣君）

10番、堀之内議員のご質問にお答えします。

今現在、かなり漏水が目立っておりますので、U型側溝を敷設するわけですが、それによって漏水が防げるという効果があります。

以上です。

○議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

11番、望月藤一議員。

○11番議員（望月藤一君）

認したところ、そこは答弁がありませんでしたが、担当課長から細かく説明をしていただきたいと思います。

○議長（望月將名君）

梶原生涯学習課長。

○生涯学習課長（兼）公民館長・文化館長（兼）アルカディアスポーツセンター所長（梶原猛君）

7番、遠藤議員のご質問にお答えいたします。

修繕料1, 296万円ですが、先ほど言いましたように、スポ少の南部ジュニアベースボールクラブから要望が出ておりました。島尻グラウンドの防球ネットの全面改修ということでございます。

今回の改修で、コンクリート柱15本の入れ替え、防球ネット、このネットはポリエチレンネットでございますが、1千平方メートル張り替え、古いコンクリート柱に付いている水銀灯8基を外し、付け直しを予定しています。

現在のコンクリート柱と防球ネットは、強い風が吹けば倒れるなど、危険な状態になっているということで、今回、全面改修するための予算を計上しました。

以上です。

○議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

7番、遠藤光宣議員。

○7番議員（遠藤光宣君）

照明についてですが、現在あるものを

○議長（望月將名君）

梶原生涯学習課長。

○生涯学習課長（兼）公民館長・文化館長（兼）アルカディアスポーツセンター所長（梶原猛君）

7番、遠藤議員のご質問にお答えいたします。

今回この改修工事をすれば、当然、LEDも付けられるような状況まで工事しますので、保護者において、退団記念などで付けていただければ、相談いただきたいと思います。

以上です。

○議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

10番、堀之内可和議員。

○10番議員（堀之内可和君）

今の関連であります、財政課長に伺います。

金額的に1,296万円ということで、大変、大きな数字になっていますが、修繕料より工事請負費ではないかと、私は思います。

そして、財源的には、補助事業や有利な起債を充当するとか、そういう議論はなされなかったわけでありませうか。そのへんをお聞かせください。

○議長（望月將名君）

○財政課長（青木司君）

10番、堀之内議員のご質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、12月に来て1千万円を超える工事費ということで、本来であれば30年度の当初予算で計上すべきものでありますが、担当課との話ですと、これまでずっと国土交通省にこの話を持ちかけていたがなかなか実現せずにはおりましたが、ようやく理解が得られましたので、残り3カ月で大変厳しい状況ですが、1,200万円を計上したということです。

以上です。

○議長（望月將名君）

それでは、この件について、町長から。

○町長（佐野和広君）

この事業に関しては、スポーツ少年団から何度も話があり、何とかしてあげたいと思っていました。見積りをさせたところ、当初は1,900万円ほどでした。これは、とてもではないけれども、町としては大変な金額ですから、再度の見積りをさせたところ、1,200万円ほどになったわけです。

先ほど申しましたが、大変危険な状態です。承認されましたら、早急に入札を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

5番、若林一明議員。

</

以上です。

○議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第56号についての質疑を終結いたします。

次に、別冊の特別会計補正予算書をご用意ください。

議案第57号 平成29年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、9ページと13ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

1番、高橋茂広議員。

○1番議員（高橋茂広君）

13ページ、万沢簡易水道改良費で、公有財産購入費が9月補正で33万4千円計上されたと思いますが、これが30万円減額になっています。

そして、補修補てん及び賠償金で30万円、立木伐採補償金とありますが、この説明をしてください。

○議長（望月將名君）

小池水道環境課長。

○水道環境課長（小池治男君）

質疑なしと認めます。

次に、直営南部診療施設勘定、69ページと73ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、直営万沢診療施設勘定、87ページと91ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、議案第59号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第60号 平成29年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、107ページと111ページ、112ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、議案第60号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第61号 平成29年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、127ページと131ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

目について反対いたします。

歳出の22ページ、13節委託料における制作業務委託料1,495万8千円ではありますが、南部公の騎馬のブロンズ像を制作するということですが、顔も体格も体系もよく分からない騎馬像をつくるのが、本当に必要でしょうか。

今の時代にインスタ映えするモニュメントは、ないよりはあったほうがよいと思いますが、ほかに方法が考えられます。

道の駅のオープンに間に合わなくても、当局の限られた狭い範囲の人々に決定を任せて計画作成するより、広く町民よりアンケートやデザインを募集して、その結果が騎馬像でしたらそれもよいでしょう。それなら良い結果になると思います。

現在、学校の教科書から聖徳太子が消え、武田信玄が消え、坂本竜馬が消え去る世の中です。数少ない資料を頼りにつくる騎馬像は、町民でさえ多数の人が覚えていません。南部公に関心がないのです。

これから騎馬像などをつくるということは、そんなに多くの公共団体にあるはずがありません。ましてや、町民に無理なのに、観光客にアピールは無理でしょう。このようなものをつくって、多数の町民の理解は得られません。

道の駅とみぎわのタケノコのモニュメントみたいに、長く愛されるものになるとは思えません。何でもつくればよいというものではありません。

昨日、

源頼朝から与えられ、南部姓を名乗ったことはまぎれもない事実であり、南部氏の始祖であることは、疑う余地がありません。

光行公の肖像については、盛岡市教育委員会所蔵の歴代南部家当主画像の肖像画が制作時期は不明であるものの、南部家や三戸町の資料室などでも使われている肖像画であり、南部光行公として一番知られていることや、八戸市博物館前に設置されている、南部師行公騎馬像制作についても、同じ歴代南部家当主画像を参考としてつくられた経緯も踏まえ、南部町歴史資料室準備委員5名の方が慎重に検討を重ねた結果であり、これを参考に制作することは妥当であると考えます。

また、南部氏発祥の地であることを情報発信するためには、大変有効な手段であるとともに、山梨南部のランドマーク化や観光資源としての活用が大いに期待できます。

よって、本予算により事業を実施することが望ましいと考えます。

以上により、光行公騎馬像の早期完成を大いに期待して、一般会計補正予算（第4号）についての、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（望月将名君）

他に討論の通告はありませんので、以上で、議案第56号から議案第61号までの討論を結びたいします。

次に、採決を行います。

採決は、1議案ごとに順次行います。

はじめに、議案第43号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第47号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第48号 南部町地域包括支援センターの職員に係る基準及び職員の員数を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第48号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第49号 南部町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第49号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第50号 南部町小規模水道給水条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

次に、議案第５５号 町道の路線変更については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第５５号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第５６号 平成２９年度南部町一般会計補正予算（第４号）については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数であります。

よって、議案第５６号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第５７号 平成２９年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第５７号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第５８

んか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配布してあります資料のとおり、議員派遣することに決定しました。

○議長（望月將名君）

日程第4 閉会中の継続調査等についてであります。議会運営委員会委員長、総務建設常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長から、閉会中の各委員会の開催について申し出がありました。

会議規則第75条の規定に基づき、平成30年第1回定例会の会期の決定、所管事務研究および調査等について、お手元にその届出書の写しが配布されております。

お諮りいたします。

各委員長からの申出書のとおり、各委員会の所管事務等について、議会閉会中に委員会を開催することに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成29年12月15日

南部町議会議長

望 月 將 名

会議録署名議員

若 林 良 一

会議録署名議員

望 月 光 彦

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

小 倉 弘 規